

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年9月3日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時10分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正軌
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4		京都地方税機構議会議員の選挙	(選挙)
日程第 5	請願第 2号	肝炎対策基本法の制定に関する請願書	(提案～委員会付託)
日程第 6	議案第 1 1 1 号	専決処分承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 4 号))	(提案理由説明)
日程第 7	議案第 1 1 2 号	与謝野町国民健康保険条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 8	議案第 1 1 3 号	与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 9	議案第 1 1 4 号	与謝野町給水条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第 1 0	議案第 1 1 5 号	消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	(提案～表決)
日程第 1 1	議案第 1 1 6 号	町道路線の変更について	(提案理由説明)
日程第 1 2	議案第 1 1 7 号	財産の取得について	(提案理由説明)
日程第 1 3	議案第 1 1 8 号	三河内簡易水道三河内浄水場新設 (電気計装設備) 工事請負契約の締結について	(提案理由説明)
日程第 1 4	議案第 1 1 9 号	三河内簡易水道三河内浄水場新設 (土木) 工事請負契約の締結について	(提案理由説明)
日程第 1 5	議案第 1 2 0 号	奥滝辺地に係る総合整備計画の策定について	(提案理由説明)
日程第 1 6	議案第 1 2 1 号	山河辺地に係る総合整備計画の策定について	(提案理由説明)
日程第 1 7	議案第 1 2 2 号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について	(提案理由説明)
日程第 1 8	議案第 1 2 3 号	岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について	(提案理由説明)
日程第 1 9	議案第 1 2 4 号	堂谷辺地に係る総合整備計画の変更について	(提案理由説明)

日程第20	議案第125号	平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第5号） (提案理由説明)
日程第21	議案第126号	平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号） (提案理由説明)
日程第22	議案第127号	平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (提案理由説明)
日程第23	議案第128号	平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第24	議案第129号	平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号） (提案理由説明)
日程第25	議案第130号	平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第26	議案第131号	平成20年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第27	議案第132号	平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第28	議案第133号	平成20年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第29	議案第134号	平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第30	議案第135号	平成20年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第31	議案第136号	平成20年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第32	議案第137号	平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第33	議案第138号	平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)
日程第34	議案第139号	平成20年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (提案理由説明)

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第35 | 議案第140号 | 平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

(提案理由説明) |
| 日程第36 | 議案第141号 | 平成20年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(提案理由説明) |
| 日程第37 | 議案第142号 | 平成20年度与謝野町水道事業会計決算認定について
(提案理由説明) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

直ちに開会をいたしたいと思います。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから第26回平成21年9月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、第26回平成21年9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本年も早くも9月に入り、残暑も厳しい暑さが続いておりますが、朝夕めっきりと涼しくなり本格的に秋の季節となつてまいりました。本年は天候不順で野菜など農作物が不作で収穫も少なく、価格も高騰し、食生活に影響を与えている状況ですが、いよいよ実りの季節となり、農家の皆さんは取り入れに忙しい時期になってまいりました。豊作でありますようお願いいたしております。社会に目を向けますと、景気も少し上向きかけたと言われておりますが、失業率も最悪の5.7%となり回復兆しが見え始めた景気が再び悪化する懸念が高まったと報道されておりました。依然と厳しい状況であります。また、衆議院の総選挙も終わりました。政権が交代するという大変な変化がありました。いずれにいたしましても国民が安全で安心して暮らしていける社会の構築と、地方の活性化が図られる国政を願い期待をいたすところであります。

また、新型インフルエンザが世界で、そして、日本でも、また府内でも感染が広がってきており、これからピークを迎えると言われており、懸念されますが、何とか最小限に食い止めるべき対応が待たれるのも混沌とした今日であります。こういった中、本日は第26回平成21年9月定例会ということで、早速にご参集いただきありがとうございます。

今定例会は、決算議会として20年度決算を中心に条例改正、請負契約の締結、辺地計画の策定と変更、一般会計を初めとする補正予算など盛りだくさんの案件の審議をいただくわけですが、大変長丁場の議会となります。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのあいさつといたします。

ここで4点ほどご報告をお願いを申し上げます。まず、1点、質疑につきまして決算審議を除きます条例、補正予算など一般議案につきましては、これまで20分の1回でありましたけれど、今定例会から10分以内で2回と、議運で決めていただきましたので、9分になりましたらベルを鳴らしますので、よろしくをお願いをいたします。

それから2点目、決算審議を初め所管事項について、それぞれの所管委員会で審議をいただきますが、貴重な委員会審議ですので、十分審議をいただき本会議で所管事項については重複を避け、違った観点から町長、副町長への所見についてお尋ねがある場合は、町長、副町長等にお尋ねをいただきたいというふうに思います。

以上、質疑、答弁について、具体的に簡潔明瞭にいただき、円滑な審議、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

それから、3点目、残暑が続いております。今定例会もクールビズの服装で結構ですので、申し添えます。

それから、4点目、一般質問の通告について、本日の午後4時ですので、間違いのないように

お願いをいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

次に、太田町長のあいさつを受けたいと思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 改めまして、皆様、おはようございます。

夏の日差しもようやく衰え初め、朝夕には心地よい涼やかな風も吹くころとなりました。とは申しましても、日中はまだまだ残暑が厳しく、また、一方でいよいよ本格的な台風シーズンを迎える中、去る8月9日から10日の未明にかけて西日本を襲いました台風9号により兵庫県佐用町で多くの死者、行方不明者が出るなど、甚大な被害が発生いたしました。当町におきましても床上浸水、また、床下浸水、それらを初め道路の冠水や通行どめ、河川の氾濫など、大きな被害が発生し、多くの皆さんが被災されたところでございます。被害に遭われました皆様には、一日も早い復旧を願わずにはいられませんし、町といたしましても、これら災害復旧のための緊急の補正予算を編成し、順次復旧を進めてまいる所存でございます。また、8月30日に行われました衆議院総選挙で政権交代となりました議員の皆様には、それぞれのお立場でご苦労さまでございました。今後も、それぞれお持ちの太いパイプをフルに活用いただきまして、与謝野町のためにお力をお貸しいただきますようお願いいたします。

さて、本日は第26回平成21年9月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中をご参集いただき、心より熱くお礼を申し上げる次第でございます。本定例会では、先ほど申し上げました災害復旧のために専決処分をさせていただきました平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）や、平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定などの議案をご審議いただくこととしております。

先般、監査委員さんによります平成20年度の決算審査が行われ、いろいろなお指摘をちょうだいいたしております。真摯に受けとめさせていただき、今後の行政運営に生かしていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、町の将来像の実現に向けてより一層その推進に努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、京都地方税機構議会議員の選挙ほか32件であります。以上33件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第116条の規定により、1番 野村生八議員、2番 畠山伸枝議員。

以上2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月13日までの41日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月13日までの41日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、産業建設常任委員会が行政視察を行っております。報告をお願いします。

勢旗委員長。

産業建設常任委員長（勢旗 毅） おはようございます。ただいま議長の方からご指名をいただきましたように、21年度の行政視察ということで、産業建設常任委員会、鳥取県の倉吉市と智頭町を視察をいたしました。二日間、全員参加ということで所期の目的が達せたと思っておりますが、ただいまから報告をさせていただきます。

まず、鳥取県倉吉市でございます。ここは人口5万1,340人、ご承知のように二十世紀なしとか、スイカ、メロン、あるいはブドウ等の果菜類と、それから、キャベツ、ブロッコリーの野菜類の産地ということでございまして、昔の宿場町ということでございます。

視察の目的としておりましたのは、「くらし元気条例」と書いてありますが、「くらし産業元気条例」ということで、ミスプリントになっております。よろしくお願ひします。

それから、二つ目には、40年代初頭、京都府から、この倉吉に新たな拠点をつくった企業、これがどう定着をしているか。

それから、三つ目には、頑張る地方応援プログラムに、どう取り組んでいるか。

四つ目には、重要伝統的建造物群保存地区、打吹地区の状況をですね、視察をしたいと、こういった目的を持って視察をさせていただきました。

まず、産業元気条例につきましては、地域産業を何とかしたいと、元気にしたいとの思いから、雇用や企業振興に資する取り組みが密接不可分の立場で、議員の発議の条例として、今年の3月に制定され施行をされております。この条例で特徴的なのは、この事業者を支援するメンバーとして、第2条というのがあるんですが、そこで産官学金ですね、この金融機関が、これに加わっているということで、これはですね、本町でも参考になるのではないかなというふうに思います。

それから、第5条で市長責務ということをおっしゃるわけですが、具体的に市長に地域産業振興の数値目標の設定を義務づけていると、こういうことでございますし、また、基本方針には市民生活を豊かにすると。それから外貨獲得産業の育成、いわゆる市外からの、それぞれのプラスになる、そういった収入を得られると、こういうことが柱でございます。

それから、地元の事業者を育成し支援するとともに、操業を促進することにより、すそ野の広い産業構造をつくると、こういったことが基本方針にされておまして。また、本年スタートしたばかりということで、その実を聞くことができなかったわけですが、今後の推移に期待ができると、このように思っております。

それから、②でございますが、京都から進出した企業で、現在も操業しているのはオムロンとグンゼですが、どちらも順調に本社同様に伸びているとここ、雇用力では市のトップ企業としてしっかりと根をおろしている感じがしました。倉吉オムロンは450人、倉吉グンゼは200人という雇用でございます。

三つ目に、頑張る地方応援プログラムでは、若者定住化促進プロジェクトが柱となっており、生産年齢人口の維持と乳幼児の子供を持つ若い夫婦にとっての不安や仕事との両立を図るための環境づくりが進められている。具体的な成果の目標としては24歳から33歳を市内に引きとめる施策を講じる中で22年度6,067人、11.7%ということですが、これの上昇目標が設定をされております。施策としては、子育て支援センターの設置、若者子育て世帯買い物支援、マタニティマークの設定等が本町とは異なる事業であると、このように感じてまいりました。

四つ目には、打吹地区のまちづくりでは、ここは白壁の土蔵群があるところですが、平成15年から16年度に町並み環境整備方針策定の基礎資料という調査に着手、「遙かな町の出逢い」というのが、この市のテーマでございまして、地域住民みずから歴史、文化、緑を倉吉特有のということで、ちょっとミスプリントでございますが、の資産として町に溶け込ませ、情緒豊かな町をみんなでつくろうと協定を結び重要伝統的建物群保存地区と、周辺の修景施設整備地区が定められ、独自の補助金制度と相まって成果につなぎ、平成19年度国交省まちづくり大賞を受賞をされております。ここの特徴は「まちづくりにストーリーがある」ということと。それから、まちづくりの目標がはっきりしている。この二つではないかなと思いました。国交省への事業の取組みの結果、非常に国の評価が高いこと、文化財の原点から脱却して、次を目指していることをいろいろ勉強をさせていただきました。

翌日、鳥取県八頭郡智頭町を視察をいたしました。ここは人口8,400人、林地面積が93%という、農業と林業の町ですけれども、農業としましては米と、それからリンドウ、それからジネンジョと、こういうのが特産だということでしたが、あとは林業が主体でございました。

ここでは百人委員会の取組み、これはテレビでもご承知された方が多いと思いますけれども、この状況と、それから「日本1/0運動の実情」ですね。

それから、三つ目には、この林業の町ということで、非常に厳しいわけですが、この町がどのようなまちづくりを、こういう厳しい中で進めておると、こういったことをポイントにしながらか視察をしてまいりました。

百人委員会は、返り咲きをされた町長の公約、町長の議会、住民、町職員が三輪車で町を引っ張っていかねばならないと、そういう思いからスタートをしたということで、住民の情熱、英知、勇気をもたらさなければならない時代と分析し、140人の応募があったと、公募したところ140人応募があり、中央公民館で公開ヒアリングを行って予算に反映をさせていると、NHKで全国放映されたこともあって、住民の熱心な行政への参画の様子を知識として得ておりましたけれども、この中から医師や看護師の奨学資金制度、野外教育の場でのものづくり体験をする幼児教育の実現、そういったことが、取組みがスタートをしておると伺ってまいりました。

平成9年度に制度化されました「日本1/0村おこし運動」は、これからも集落に住もう、どうせ住むなら豊かな村づくりをと、こういった理念で、規約は全戸が5,000円以上負担し、全住民での運営をする。活動の柱を1交流・情報。2住民自治。3付加をつけるために、みずからの責任としての価値によりボランティア活動で参加することが決められております。この1/0運動で感心をしましたのは、これが鳥取県で開催をされました「わかとり国体」の終了後に事

業として取組まれ、全国評価を受けるまでな取組みになっておる。京都国体の後でも旧町で、それぞれ、そういった組織がつくられましたが、行政主導の組織であります。町が手を抜いたら自然消滅をしたと、こういうふうには認識をしております。ここでは現在、地区協議会に発展をいまして、私ども、こういうことをお伺いするのがはずかしいような気がしたものでございます。視察後、寺谷町長さんと出会う機会に恵まれました。町長から2回の住民投票で合併賛成が多かったわけですが、議会は、合併反対と、こういったことでねじれ現象になった。そういったことで辞職をし、その後、4年後に再度、町長に押されて、現在に至る話や。町長交際費のほとんどを名刺に使っている話。それから40メートルの高さまでもの滝をつくるということでポンプアップをし、滝をつくれる。そういった話を伺ってまいりました。全国観光カリスマの一人ということでもございました。

それから、三つ目には、林業再生の取組みとしてはバイオマスへの模索、智頭材としてのブランド材の創出、木材安定供給センターの設置、産直住宅、森林セラピーへの取組みや、新商品の開発等が智頭農林高等学校、林業試験場とタイアップしながら熱心に取り組まれていることを感じてまいりました。不振な林業にあっても、熱の入れ方によって変わるんだなど、こういったことを勉強してまいりました。また、観光協会の案内所に立ち寄ったわけでもございますが、これこそ民間の姿勢ということを感じまして、指定管理の意味を改めて再認識をさせていただいたと、こういったことで二日間の視察を終えてまいりました。これから産業振興に資する、いろんな課題に応用ができるのではないかなど、こんなふうには思っております。報告書の詳細につきましては、事務局に、それぞれの委員さんから出していただいておりますので、ぜひごらんをいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 次に、市町村議会広報研修会の報告を願います。

今田委員長。

- 1 3 番（今田博文） それでは、8月27日、広報クリニック、京都府の市町村議長会主催の広報クリニックがありました。京都府下で14市町村参加をされまして、私たちもクリニックに出席をさせていただきました。今回、クリニックを受けましたのは、第12号でございます。3月議会の議会広報、この表紙の広報でございますけれども、これをクリニックを受けました。講師の先生は経営コンサルタントの深沢 徹さんという方なんです。この方は衆議院の議員の秘書をされてまして、32歳で身延町の議員に立候補され、6期連続当選をされました。身延町は大変、テレビでにぎやかに言っておられて、何か報道者がたくさん来たとかいうふうには言っておられました。この方が当選されてから、その身延町の議会広報を出そうということで、みずからトップに立って、ずっと自分が議席を置いている間、その議会広報に携わってこられた方でございます。現在は印刷業も経営されておられて、議会広報全国コンクールの審査員もされております。今回、大変おほめの言葉をいただきました。開口一番、すばらしい広報であると、これ全国コンクールに出しても上位がねらえる大変すばらしい広報だというふうには評価をいただきました。大変喜んで、我々もやりがいがあるなというふうな思いで話を聞かせていただきました。

評価の基準ですけれども、編集の基本姿勢、それから文章、用語、表記、それから編集、印刷技術、こういった観点から指摘をされるわけでもございますけれども、まず、この表紙の写真、町

営バス「ひまわり号」発車、この写真が、もうすばらしいというふうに関口一番、おほめをいただきまして、大変これで気をよくしたわけですが、今、申し上げましたように全国コンクールに出しても上位をねらえる広報であるということです。具体的には全国から250市町村の応募があると、全国コンクールに。その中でも、やはり20番目ぐらいには、必ず入るといふようなお言葉をいただきまして、大変うれしく思っています。そうは言いますが、100点満点というわけにはいきません。何点か指摘をいただきました。まず、円グラフですが、このいろんな歳出歳入の円グラフで指摘をいただきましたのは町債、公債費というふう書いておりますけれども、これはだれが見てもわかるように借入金、借金返済に直してくださいということでございました。

それから、私たちの議会広報は一般会計の予算の質疑を、たくさんこうして何ページかにわたって載せておるわけですが、このやり方というのは全国でもほとんどないのではないかなというふうに言われておまして、ここに感想が書いてあります。6ページにわたる質疑答弁は圧巻、議員名、答弁者、職名を明記し、見出しを生かした一般質問並みのボリュームと中身は、全国でも稀有の存在ですというふうに、大変このことについてもおほめをいただいたわけがございます。

それから、もう一つ指摘をいただきましたのは、議決結果、賛否というのが、この中に載っていないわけですが、ぜひ賛否というのを書いてくださいと、できれば賛成、何人、反対、何人、これはぜひ書いていただきたいなというふうなことでご指摘をいただきました。それから、この見出しをつけておるわけですが、2ページ、3ページには景気対策、学校耐震化に重点と、こういうふうにつけておるわけですが、これは一段棒をとって、もっと大きくした方がインパクトがあるというふうなことで、この辺についてもご指摘をいただきました。

それから、もう1点は、この中の文字ですが、この方は、先ほど申し上げましたように印刷業者さんでございますので、よくそういったこともご存じなんですが、この字体がナール体という字体らしいです。ナール体の中には、そのナール体と、ナールNと、ナールBと言われたんですが、三つあるということです。今、我々が使っておりますのはナール体という文字だそうです。これは少し線が細くて、力強さに欠けるということで、ナールNに変更されたらどうですかというふうなことをご指摘をいただきました。

印刷屋さんをお願いして、一度検証といいますか、ナールNで印刷をしていただいて、皆さんと検討したいというふうに思っております。

それから、これは大変勉強になったなというふうに思っておるんですが、報道の自由ということで、子供さんなり何なりを写真を撮って、勝手に広報に載せてもいいのかということなんですが、そのことについては、例えば夏まつりをするとか、あるいは大きなイベントをするとか、そういうことについては肖像権はありませんということです。アップで撮って、それを広報に載せていただいても、了解をとらなくても、それは肖像権はないので大丈夫ですということです。しかし、もう少し小さな集まり、例えば授業参観ということのを例に挙げておられましたけれども、授業参観に行って、子供さんの写真を撮ったということについては、学校の了解なり、親御さんにも一言、載せますよと言っていた方が、すっきりいくんではないかなというふうに言われておりました。それから、保育園の生徒さん、学校の生徒さんも、そうかわからないけれども、

名札をつけておられるというふうにするんですが、その名札は必ず消してくださいということでしたので、これは大変勉強になったなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように大変おほめの言葉をいただきましたので、これから議会が10月の中旬までであるわけですけれども、それからまた、議会広報に一生懸命頑張りたいなというふうに思っております。議会広報、ここがポイントと、こういう資料をいただきましたので、また、事務局に置いてきますので、ぜひ皆さんもごらんをいただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（森本敏軌） 続きまして、与謝野町宮津市中学校組合臨時議会の報告を願います。

野村委員長。

1 番（野村生八） 8月26日に行われました第2回与謝野町宮津市中学校組合議会臨時会の報告をいたします。

最初に訂正をお願いします。第4号が教育委員会委員の選任になっていますが、公平委員会委員の選任の間違いですので、お願いします。人事案件が3件出されまして、公平委員として尾崎紀男氏、四宮裕美子氏を選びました。それから、教育委員会委員については、速石直美氏を選びました。それから、専決処分として職員の勤務時間、あるいは育児休業、あるいは期末手当の減額などの4件出されまして、いずれも、いわゆる与謝野町に準じてするということになっていきますので、専決で、それ合わせて専決処分をしたということでの承認を求められました。

それから、京都府の市町村職員退職手当組合の変更がありました。それから、教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の改正ですが、今までは教育委員長もすべて委員と同じ8,000円だったんですが、勤務の状況や他町の状況等を勘案して教育委員長については3,000円アップとして格差をつくるという形で提案がされました。それから、教育委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正が提案されまして、35年以降は、条例では教育長の給料・手当を支給するとありますが、支給されてこなかったということで、現状と違う形、条例が違う形がずっと続いてきたということで、現状に合わせて条例改正をするということで提案がされました。

4号から11号は全員賛成で、12号から13号は賛成多数でしたが、すべて可決されたことを報告いたします。

議長（森本敏軌） 最後に宮津与謝消防組合臨時議会の報告を願います。

廣野議員。

4 番（廣野安樹） 第3回宮津与謝消防組合臨時議会の報告をさせていただきたいと思います。8月26日、午後1時30分から宮津市の議事堂で行われました。2名の欠席議員がありましたが、高規格救急自動車の財産取得の件が上程されました。金額といたしましては2,829万7,500円でございます。2名の方の質疑があったわけでございますが、内容といたしましては指名業者3名、どこかということと。ほかに日産自動車の、見本に日産自動車の名前が入っているが、これはつけるのかどうかというようなことがありました。その点につきましての質疑があったわけでございますが、全員賛成で可決をされました。

以上が、消防組合の報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お手元に配付しておりますように、議長あてに京都地方税機構議会議員に本町議会から1人選任するよう依頼が参っております。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。京都地方税機構議会議員に不肖私、森本敏軌を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり、私森本敏軌が京都地方税機構議会議員の当選人と決定し、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

- 18番(森本敏軌) 一言ごあいさつ申し上げます。ただいま私、京都地方税機構議会議員に当選をいたしました。微力ながら納税者の利便性の向上と公平、公正な税業務の一層の推進が図られますよう精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご支援を心からお願いを申し上げます、あいさついたします。

議長(森本敏軌) 次に、日程第5 請願第2号 肝炎対策基本法の制定に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

廣野議員。

- 4番(廣野安樹) 肝炎対策基本法の制定に関する請願書でございますが、請願者は与謝野町の男山102番地の37、竹島香代子さんでございます。私が紹介議員として、それでは提案をさせていただきたいというように思います。請願の趣旨につきましては、我が国のB型、C型肝炎ウイルス感染者は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められています。多くの患者は針・筒連続使用の集団予防接種の輸血、血液製剤の投与などの医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。その中には医療・薬務・血液行政の誤り(国の責任に帰すべき理由)により感染した患者も含まれ、まさに「医原病」といえます。肝硬変、肝ガンの死亡数は年間4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。また、既に肝炎を発症している患者は長期の療養に苦しみ、生活基礎を失うなど、経済的にも多くの困難に直面しています。

平成20年度から国の「新しい肝炎総合対策」7年計画がスタートをしましたが、法律の裏づけがない予算措置のため、実施主体である都道府県によって、施策に格差が生じています。ウイルス肝炎対策を全国的規模で適切な施策を推進するためには、肝炎対策にかかわる「基本理念」

や国、地方公共団体などの責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。

よって、私たちは別紙事項を請願するものでございます。別紙につきましては、裏側を見ていただきまして、請願事項でございますが、

1番、薬害肝炎問題の全面解決へ向けて、なお一層の対策を実施されること。

2点目、潜在患者の早期発見・治療に向けた体制の整備・充実を図ること。

3点目、患者の医療費負担軽減と治療中の生活支援。

よって、国におかれましては、すべてのウイルス性肝炎患者の救済対策を全国的規模で等しく推進できるよう肝炎対策のための基本法を早期に成立されることを強く要請いたしますというところでございます。

よろしくご審議を賜りたいというように思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

紹介議員、席へお帰りください。

お諮りします。

本請願は文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第111号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第111号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

この補正は8月20日付で専決処分を行い、9,000万円を追加し、総額を106億2,264万7,000円といたしましたものでございます。内容は8月10日未明から明け方にかけての集中豪雨により発生しました災害復旧に伴います応急修繕や測量調査費などの緊急的に必要な予算を追加させていただいたものでございます。

それでは、まず、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第9款消防費、第5目災害対策費は総額で8,505万円追加いたしております。職員人件費は8月9日から10日にかけての災害警戒本部、対策本部の設置に伴います時間外勤務手当等を87万5,000円追加いたしております。豪雨対策事業は8,417万5,000円追加いたしております。先ほども若干説明いたしましたが、道路や河川等の土木施設を初め、農林業施設、教育施設等の応急復旧工事や応急修繕、今後の災害査定に向けての測量設計委託料、土砂等の浚渫等委託料、土のうを作製していただくための土代などを追加いたしたものでございます。したがって、抜本的な災害復旧工事費は、今後の国の査定状況を踏まえて改めて予算計上させていただくこととなります。

第12款予備費は495万円追加し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

第9款地方交付税で普通交付税を9,000万円追加いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第112号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第112号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。この条例改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

これは出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るための当面の施策として出産育児一時金の額であります現行の35万円を平成21年10月から平成23年3月までの間の出産について39万円に暫定的に引き上げるものでございます。詳細については担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議案第112号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正につきまして、議案資料でご説明申し上げたいと思います。

資料1ページの条例新旧対照をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、出産育児一時金の改正であります。現在、出産育児一時金の金額につきましては35万円となっております。このような状況の中で平成20年12月に条例改正を行いまして、産科医療補償制度加入医療機関で出産されました被保険者につきましては、平成21年1月1日から35万円プラス保険料に当たります3万円の合計38万円を支給させていただいております。これにつきましては、条例第5条の関係でございます。今回の条例改正は先般、厚生労働省の研究班におきまして、全国の医療機関を対象に出産に要する費用の実態調査を実施し、その結果に基づき少子化対策の充実を図るための当面の施策といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月末までの間の出産について、出産育児一時金35万円を39万円に暫定的に4万円引き上げるための健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布されました。それに伴いまして関係する条例につきまして、附則第5項におきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の条例改正で産科医療補償制度に加入しておられる医療機関で出産された被保険者の方につきましては、39万円プラス3万円で42万円の支給となります。また、産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出産された被保険者の方につきましては、39万円の支給と

なります。

資料の2ページに参考資料といたしまして、一時金改正の流れをお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思っております。なお、このページの左下の箱の中で条例附則「第5項」関係となっております。「第5項」関係の誤りでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

さらに今回の改正で直接支払制度が導入されました。これまでは被保険者の申請による償還払いで出産育児一時金を支給させていただいておりましたが、今回から支払機関を通じて通常の保険診療と同じルートで支払われることになり被保険者の方は手持ち現金を用意しなくても安心して出産ができるということとなります。

資料3ページに直接支払制度のフロー図をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第113号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第113号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部を改正する条例の主な内容は3点でございます。1点目は与謝野町有線テレビの業務区域の改正でございます。これまで与謝野町有線テレビの業務区域は加悦地域に限られておりましたが、現在、実施しております有線テレビ拡張事業により業務区域を与謝野町の全域に広げることとしております。

2点目は、新しい機器の名称の追加と加入者の定義の改正でございます。拡張地域におきましては、これまで各加入者宅の軒下に設置しておりました保安器に相当するものとして、新たにONUという機器を設置するため、この機器の名称を追加するもので、あわせて加入者の定義につきまして改正をさせていただくものでございます。

3点目は、利用料体系の改正でございます。まず、有線テレビのみの加入につきましてはAプランとして、これまでと同額の月額1,000円といたしました。また、Bプランとして有線テレビとインターネット接続サービスとの同時利用につきましては、通信速度に応じて安価プラン、基本プラン、満足プランの3種類に分け、有線テレビ料金の1,000円に、それぞれ月額2,000円、3,000円、4,000円を加算して月額3,000円、4,000円、5,000円としております。さらにCプランとして有線テレビに加入せず、インターネット接続サービスのみの利用につきましては、Bプランの料金から、それぞれ500円を減額した料金としており、最後のDプランにつきましては音声告知放送のみのご家庭の利用料ということで、防災目的でありますので、無料とさせていただくこととしております。

なお、加悦地域のインターネット接続サービスにつきましては、現在のところ安価プランのサ

ービスに相当しますので、従来どおり有線テレビ料金と合わせて月額3,000円の利用率としております。また、休止期間中の利用率につきまして、これまでの月額100円の徴収をやめ水道施設と同様に接続再開時の処理手数料として1,000円を徴収することとし、合わせて変更等にかかる手数料についても今回、設定いたしました。また、今回の拡張事業の実施にあわせ条例全体の語句の精査を行っております。

以上、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） それでは、議案第113号の詳細説明を申し上げます。概要につきましては、先ほど町長が説明をさせていただきましたとおりでございます。現在、工事を進めております有線テレビ拡張工事の進捗に伴いまして有線テレビ放送等施設条例の見直しの必要が生じてまいりましたので、本条例の一部改正を今回、お願いするものでございます。説明につきましては、お手元に配付の議案資料に基づきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料の4ページをお開きいただきたいと思います。まず、有線テレビ業務区域についてでございます。第5条で有線テレビの業務区域を定義をさせていただいております。この業務区域、つまり放送区域につきましては、現在は合併前の加悦町の区域というふうになっておりますけれども、現在、進めております施設の拡張に合わせて業務区域を岩滝、野田川地域を含めた与謝野町全域として近畿総合通信局に、これまでに申請を行ってまいりましたが、このほど、この業務区域につきまして、承認をいただきましたので、業務区域を与謝野町全域として変更がさせていただきたいということでございます。

次に、第8条関係でございます。加入者について定義をいたしております8条でございます。現行の加入者の定義につきましては、軒先の保安器からお家の中の音声告知放送受信機、いわゆる緊急放送やお知らせを聞くための音声告知端末機器、それから、受信機でありますテレビまでの宅内配線工事を完了したものを加入者と定義をいたしておりますけれども、岩滝、野田川の拡張地域につきましては、現在の軒先の保安器にかわりましてONUと呼ばれる機器を設置することになりますので、拡張地域におきましては、加入者宅の軒先のONUから音声告知機、または受信機、いわゆるテレビまで、それから、端末機器、パソコンですね、パソコンまでの宅内配線工事が完了したものとすものでございます。これにつきましては、現行の加悦地域ではインターネット利用希望者についてもシステム上、必ず有線テレビに加入が必須となるわけでございますけれども、拡張地域ではインターネットだけの加入も可能となりますので、加入者につきましてこういったテレビまでの宅内配線工事が終わった人、それから、パソコンまでの宅内配線工事が終わった人というふうな表現に変える必要があるということでございます。

それから、加えまして、これまで音声告知放送受信機を機器というふうに表示しておりましたが、拡張地域ではFM告知端末機という機械を導入しますので、これらを加悦地域と拡張地域の、この音声告知の放送機器を総称として音声告知機というふうに表示を改正をしたいというものでございます。

それから、その次の施設の設置について定義をしております10条でございます。まず、第1項でございますけれども、これは本部施設であるスタジオ、それから、受信電施設であるアン

テナ、それから、送信施設である加入者宅の軒先の保安器までは町が設置して、軒先の保安器から音声告知機及びテレビまでの宅内配線工事については加入者で負担いただくことと、これまではなっておりましたが、それに加えまして軒先の保安器、またONU、拡張地域ではONUになります。保安器等から音声告知機までの宅内配線工事については、安心・安全のための防災対策としての位置づけから、町が設置するということになりましたので、その部分について、これまでは軒先の保安器までが町の責任分解点であったものを、拡張地域にあわせまして音声告知機までの宅内配線工事も町が実施しますよという部分を変更させていただくというものでございます。

それから、10条の第2項でございますけれども、先ほど説明させていただきました第1項の町の実施工事を、さらに明確化させるために、これまで軒先の保安器等からテレビまでの宅内配線工事に加えてパソコンまでの宅内配線工事も、これについては加入者で負担をいただくということを明記させていただいたというものでございます。

それから、10条の第3項でございますけれども、これまでインターネット接続サービスを利用するための加入者負担区分を定義しておりましたけれども、先ほど申しあげました第2項でインターネット宅内配線工事の加入者負担について定義しておりますので、今回は、ここで宅内配線工事を削って以降、ケーブルモデムとか、ソフト等は加入者で負担してくださいというふうに所要の改正を行うものでございます。

それから、次に音声告知放送受信機の配置について定義した4ページから5ページにかけての11条関係でございます。第8条の改正にかかる説明でも申しあげましたけれども、拡張地域では音声告知手段としてFM告知機を設置いたします。しかしながら、現行の加悦地域では音声告知放送受信機となっておりますので、これを総称して音声告知機として関係部分の改正を行うものでございます。加えまして第1項の音声告知機の配置世帯について、これまでの一世帯という表現から加入者一人というふうな表現に語句を統一をさせていただくものでございます。

次に、12条の加入料の徴収について定義した関係でございます。まず最初に加入料につきましては、第1項で前項、先ほど説明させていただきましたように一世帯というふうな表現をいたしておりましたものを、加入者一人という表現に統一をさせていただくものでございます。

それから、次に利用料の徴収について定義した13条でございます。与謝野町有線テレビの利用料につきましては、テレビが月額1,000円、インターネットが月額2,000円として、それぞれ条例の13条2項、3項で明記をいたしておりましたけれども、拡張地域におきましてはサービスプラン、利用区分がふえるためにテレビとインターネット、そして音声告知を含めた料金金体系とするための所要の改正が必要になるということでございます。具体的には7ページの別表第1のとおり、改正案の7ページの別表1のとおりでございますけれども、加入プランとしてAからBまでを設定させていただいております。利用区分も有線テレビ、インターネット接続、音声告知に区分し、かつインターネット接続では廉価版、基本版、満足版の各プランを用意し、加入者のニーズに対応することといたしております。

Aプランでは有線テレビと音声告知で、月額の利用料が1,000円ということでございます。また、Bプランでは有線テレビとインターネット接続、音声告知で、月額の利用料が廉価プランで有線テレビが1,000円、インターネットが2,000円の計3,000円、これは現在の加悦地域と同様のプランでございます。

次に、基本プランで有線テレビ1,000円、インターネット接続3,000円の計4,000円、それから満足プランで有線テレビ1,000円、インターネット接続4,000円の計5,000円、それから、Cプランではインターネット接続と音声告知で月額の利用料が廉価プランで2,500円、基本プランで3,500円の満足プランで4,500円、それから、音声告知だけのDプランでは月額の利用料はゼロ円というふうなことで料金体系を設定いたしております。

それから、一番右端に書いておりますメールアドレスの追加につきましては、これでどおり1戸につき月額200円を追加料金として徴収をさせていただくことにいたしております。このことによりまして同条3項は削って第4項、5項をそれぞれ第3項、4項に繰り上げ、そのことによる4項の冒頭の第2項を前項に、また、第5項では、これまでは休止の場合、月額100円、1年間にしますと1,200円、有線テレビを休止されておる世帯から徴収をさせていただいておりましたけれども、今後は、これを無料とさせていただいて、後に説明させていただきます接続再開手数料に変更をさせていただきたいというふうなことで、所要の改正を行うものでございます。

それから、6ページに戻っていただきまして、14条の関係でございます。現行の14条を第15条といたしまして、その関係で語句を訂正をさせていただくということで、及び前条第2項、及び第5項を13条第2項及び前条に改め、13条の次に14条を新たに加えるものでございます。この新たに加える14条につきましては、手数料について定義をさせていただいております。この手数料につきましては、一たん加入をいただいて、しばらくの間、休止、あるいは脱退される場合、ケースが考えられます。そういった加入者の方が再び、また、有線テレビを利用したいというふうな申し出があった場合には、再開の接続手数料として1,000円をちょうだいをさせていただきたいというふうな考えるものでございます。

それから、2番目の加入プランの変更や利用区分の変更につきましては、例えば、AからBに変更したとか、Bの中のインターネットの基本プランを満足プランに変更したいというふうな場合の内容の変更手数料につきましては、これまでどおり旧加悦地域の場合でもメールアドレス変更などは500円の手数をいただいておりますけれども、同様に500円をいただきたいということでございますか。

それから、3番目のインターネット接続等の内容変更手数料というのがございます。これにつきましては、加悦地域ではインターネットの内容が一本で変更というふうなことはなかったわけですけれども、拡張地域では、先ほど申し上げましたように満足プランですとか、基本プラン、それから廉価プランというふうな区分がございますので、その変更についても500円を徴収をさせていただきたいということで明記をさせていただくというものでございます。

以下につきましては、それぞれ、この14条を新たに加えましたので、条数が繰り下がるというふうなことで15条が16条、16条が17条、17条が18条というふうな、それぞれ改めるものでございます。

最後になりますけれども、附則につきましては、この条例は公布の日から施行をさせていただきますけれども、岩滝野田川地域の加入者に対する13条の利用料の規定、それから、14条の手数料の規定の適用につきましては、来年の22年4月1日から適用とさせていただくものでござ

ございますし、加悦地域におけます、この条例の適用につきましては、なお、従前のままの例によるというふうにさせていただいております。

以上が、議案第113号の詳細説明でございます。十分ご審議をいただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで休憩します。10時55分再開します。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時55分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第9 議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正の内容は、上水道の料金を改定するものでございます。このことにつきましては、昨年11月21日付で上下水道審議会からも答申をいただいておりますし、その後の議会の一般質問や先般、各区で開催しました町政懇談会におきましても住民の皆様からの質問に答える形で、その都度、ご説明を申し上げてまいりましたので、議員の皆様も、よくご承知いただいているというふうに思いますが、今回の条例改正に当たり、改めてご説明申し上げます。

上水道につきましては、平成8年度に作成しました水道事業第4次拡張計画に基づき、平成8年度から平成13年度までに大風呂配水池の新設、男山第一水源取水施設の新設、男山浄水場の改良などを順次実施し、その際に総額12億円の企業債を借り入れておりますが、これの返済が結果として経営を圧迫してしまい、平成13年度以降の上水道会計は、連続して赤字決算となっております。また、平成18年の3町合併では、水道事業第4次拡張計画を先送りする形で赤字経営の改善をするべく、それまでの基本料金1,200円からの料金を1,350円からの料金に改定いたしました。が、使用水量の激減と相まって、依然として赤字経営を改善するまでに至っておりません。与謝野町での現在の適正料金を、自治体の上水道の適正料金を算出するための指針であります社団法人日本水道協会の算定要領により算出しますと、現行の基本料金1,350円が1,900円からの料金体系になってしまうわけでございます。一方で合併後の与謝野町になってからも、上水道エリアと簡易水道エリアで、それぞれの事業運営の違いから料金格差が生じているのもご承知のとおりでございます。したがって、今回、水道事業の経営の健全化、及び安定化を図り、あわせて地域間の料金格差も解消することとして、ただいま申し上げました日本水道協会の算定要領で算出した基本料金1,900円からの料金ではなく、値上げ幅を抑える形で簡易水道料金と同額の基本料金1,500円からの料金体系とさせていただきたく、内容の改正をお願いするものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成22年4月1日からとしております。具体的な改正内容につきましては、議案資料の給水条例の新旧対照表、新旧料金比較表、財政シミュレーションなどをおつけしておりますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い

い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第115号 消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第115号 消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は消防法の一部を改正する法律が平成21年5月1日に公布され、平成21年10月30日に施行されることとなりました。今回の消防法の一部改正の内容としましては、救急搬送において搬送先の医療機関が速やかに決まらず傷病者を病院に収容するまでの時間がかかり過ぎるなどの事例が問題となり、主に消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みを確立するなどの改正が行われ、同法の第35条の6以降に新たな条文が挿入されたことから、いわゆる条ずれが行われましたので、関係する条例の整理を一括して行うために必要な条例を制定しようとするものでございます。したがって、今回の消防法の一部改正の内容とは直接関係しない部分で与謝野町消防団員等公務災害補償条例と与謝野町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の二つの条例の一部改正を行うことが必要となったものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第115号 消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第116号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第116号 町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

路線の変更につきましては、町道岩川線改良工事に伴い当該路線を町道岩屋川線へ連絡させるため路線を延伸するものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、

よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第116号 町道路線の変更につきましての詳細説明をさせていただきます。

議案資料の17ページをお開きください。まず、最初に説明をさせていただきます前に訂正がございますので、よろしくお願いをいたします。17ページの一番下の部分でございますけれども、番号の②出村線と書いてある部分ですけれども、その一番下の幅員でございます。1.1から7.3というふうに表示をさせていただいておりますけれども、3.0から7.3の間違いでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは説明をさせていただきます。今回、町道路線の変更をさせていただく部分につきましては、幾地地内でございます二本松線と出村線でございます。議案資料でございますように、平成21年度から岩屋川の改修が行われることになりまして、以前から計画をしております岩屋川線の延伸を図っていきたくて考えております。現在、岩屋川線につきましては、主要地方道の野田川大宮線から、同じく主要地方道の宮津養父線までの路線改良を野田川町時代から行っておりますが、岩屋川の改修と並行する形で、今回、右岸側に道路を設置することにより上土線を通り町道野田川本線まで接続することによりまして、宮津養父線のバイパス道路としての機能を発揮したいと考えております。これに伴いまして、今回、町道路線の変更については、岩屋川の左岸側で終点となっております、この二路線を岩屋川改修に伴って橋梁をかけることにより岩屋川線に接続することとなり、幾地の市街地からの利便性を図っていくものでございます。今回、このように岩屋川の改修に伴い、また、それに岩屋川の改修と岩屋川線の延伸に伴って、この二路線の終点部分の区域変更を上程させていただいている次第でございます。何とぞご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第117号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第117号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

今回、購入の消防ポンプ自動車は、野田川第5分団の消防ポンプ自動車を更新するものでございます。野田川第五分団の現行の消防ポンプ自動車につきましては、平成2年12月に購入したものでございまして、既に18年を経過しており、平成19年12月に策定しました与謝野町消防施設等整備計画に基づき更新するものでございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月21日に5業者から見積書を徴取しました結果、契約の相手方は株式会社モリタ大阪支店、支店長、平田隆吉、取得金額は1,774万5,000円で、うち消費税相当額は84万5,000円でございます。契約期間は本件議決の翌日から平成22年2月12日までとするものでございます。

消防ポンプ自動車の機種選定等の経過につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き消防ポンプ自動車の機種選定の経緯等につきまして、ご説明申し上げます。

今回、購入を予定しております消防ポンプ自動車につきましては、野田川第五分団を中心に使用内容を検討していただきました。検討経過といたしましては、5月20日に昨年度、更新をいたしました加悦第二分団ポンプ車の車両見学を行い、その後、各メーカーから資料を取り寄せて検討し、6月27日には昨年度の納入業者の工場において車両見学を行い、6月30日には他業者の車両の説明を聞き、7月24日に車両や艀装の最終打ち合わせを行いまして、議案資料の18ページ、19ページ掲載の仕様内容に決定をしたものでございます。車両の主な仕様といたしましては、形式はCD-1型のダブルキャブシャシ、車両はマニュアルの四輪駆動を選定をいたしております、シャシ製造メーカーは日野自動車製で消防ポンプ自動車のかなめであり、ポンプは、現在も使用をしているモリタ製でございます。

なお、19ページの2契約事項の②契約の方法を見積書提出による随意契約としておりますけれども、町長からも説明がありましたが、8月21日、午前11時から本庁舎大会議室におきまして、見積業者5業者を一同に集めて、いわゆる見積り入札を行い、最低見積業者の契約をするものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第118号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結についてと、日程第14 議案第119号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（土木）工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 異議なしと認め、日程第13 議案第118号と日程第14 議案第119号の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま一括上程されました議案第118号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事及び議案第119号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（土木）工事請負契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

三河内浄水場の新設につきましては、平成19年度に工事着手して以来、ことしで3年目となり来年度完成を目指し、計画どおりに進んできております。

まず、議案第118号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この工事は三河内浄水場全体の電気を供給するための受変電設備、別に発注しております取水施設改良に伴います電気計装設備などの工事でございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月21日に指名業者4社により指名競争入札を執行しました結果、契約の相手方は、桐田機工株式会社代表取締役社長、後藤明彦、契約金額は7,680万

5, 400円で、うち消費税相当額は365万7, 400円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成22年3月24日までとするものでございます。

続きまして、議案第119号 三河内簡易水道三河内浄水場新設(土木)工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この工事は、議案第118号の電気計装設備や薬品注入設備などを設置する電気室及び薬品室の築造、急速濾過器の基礎や浄水場の外構工事でございます、土木工事としては今年度で完成となるものでございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月21日に参加業者8社により条件つき一般競争入札を執行いたしました結果、その契約の相手方はカヤ興産株式会社、代表取締役、山崎重信、契約金額は4, 355万6, 100円で、うち消費税相当額は207万4, 100円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成22年3月24日までとするものでございます。それぞれの工事の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(森本敏軌) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) それでは、議案第118号、議案第119号の工事内容につきまして、まとめてご説明を申し上げます。

議案資料の20ページ、21ページに工事概要をおつけしておりますが、説明につきましては、別にお配りしました議案第118号、議案第119号の資料という形の図面をお渡ししておると思います。これに基づきまして説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、A3版で平面図、その次に外観図をおつけしております。平面図をごらんください。

それでは、説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきますと、まず、平面図、その次に外観図をおつけしております。平面図をごらんください。位置的には三河内の大藪住宅付近の北側に位置しまして、図面の右側が二級河川野田川側になります。それから、図面左側が三河内の町側で、自転車道に隣接しております。ご審議いただきます施工箇所につきましては、色を塗っております部分で、図面右下に凡例をおつけしておりますが、議案第118号の電気計装設備は青、議案第119号の土木工事は赤色でお示しをしております。なお、色を塗っていない部分、図面の右側の方でございます濾過ポンプ井や浄水池、その右側の前処理施設、図面左側の配水池などにつきましては、昨年度で完成をしております。

初めに議案第118号の電気計装設備につきまして、ご説明を申し上げます。まず、図面右下、青色旗上げしております電気計装設備でございますが、三河内浄水場は使用電力が大きいので高圧受電となり、そのための引き込み受電盤、これは6, 600ボルトになります。や安全装置の高圧ガス、負荷開閉器、それから6, 600ボルトを受電しまして、あと200ボルトや100ボルトに変圧する動力変圧器などを設置するものでございます。

次に、その左側でございますパック注入ポンプ、PACと申しますのは、ポリ塩化アルミニウムの略でございます。それから塩素注入ポンプにつきましては前処理施設で処理仕切れなかった不純物を、この後、急速濾過器で処理するために必要な薬品を注入するための設備でございます。さらに、その左側は水質計器でございます、これにより浄水のpH、濁度、残留塩素を測定するものでございます。

次に、図面左上にごございます濾過ポンプ、一つだけ丸を塗っておりますが、これにつきましては昨年度に既に2基を設置しております。今回、設置しますのは予備ポンプとなるものでございますが、実際の運転につきましては、3基のうち常時2基を運転して、これを交互でローテーションして運転することになります。そのほか、図面にはお示しをしておりますが、別に発注しております老朽化した現在の施設移動、2カ所の構成、いわゆる浚渫及び洗浄、それから掘り直しに伴います取水ポンプや電気計装設備の更新も行うこととしております。

続きまして、赤色の議案第119号の土木工事につきまして、ご説明申し上げます。まず、図面右下の電気計装設備などを囲っておりますのが電気室及び薬品注入室でございますが、短辺が6メートル、長手方向が16メートル、高さが4.7メートルの鉄筋コンクリートづくりの建物を建築するものでございます。

次に、図面左上、縦に三つの丸い、白丸を囲っております赤い部分でございますが、これが急速濾過器の基礎でございますが、短辺が4.3メートル、長手方向が10.8メートル、高さが1.8メートルのコンクリート基礎でございます。これにつきましては、最終的に、そのほとんどが地下埋設となりますので、でき上がり時では地上に30センチ顔を出すだけとなります。

次に、濾過器周辺に赤い細い線が張りめぐらされておると思いますが、これにつきましては場内配管でございますが、濁り管の関係をにつきましては100ミリから300ミリを延長で118メートル埋設するものでございます。また、敷地造成といたしまして、浄水場周りをぐるりと囲っております場内側溝を150メートル、会所升4カ所を施工いたします。さらに附帯設備としまして図面左下のげた塗り部分でございますが、浄水場の入り口にアスファルト舗装、そのほか門扉、それから浄水場ぐるりの、周りにつきましては高さ1.8メートルのフェンスを延長にしまして150メートル、図面下の自転車道沿いには住民の方の要望もございまして、防音と、さらには景観を配慮いたしまして植栽も施すことといたしております。そのほか色はおつけしてませんが、場内のすべてのアスファルト舗装も施工することとしてございまして、この工事が終了しますと、土木工事につきましては今年度で完成となるものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第120号 奥滝辺地に係る総合整備計画の策定についてから、日程第19 議案第124号 堂谷辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、以上5件を一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認め、日程第15 議案第120号から、日程第19 議案第124号の5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第120号 奥滝辺地に係る総合整備計画の策定についてから、議案第124号 堂谷辺地に係る総合整備計画の変更についてまで一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の定めより、議会の議決を経て計画を策定する必要があるものでございます。この法律に定める計画は、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。この計画に基づいて事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。

それでは、各辺地地域につきまして、ご説明申し上げます。まず、議案第120号の奥滝辺地でございます。今回の当該地域の辺地計画の策定につきましては、平成20年度の計画期間が終了しましたので、新たに平成21年度から平成25年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。その内容につきましては、平成21年度に林道大田和線改良事業として滝のツバキ公園までのアクセス道であります林道大田和線の整備を行うものでございまして、事業費は3,500万円を計画しております。

次に、議案第121号の山河辺地の計画策定につきましては、新たに平成21年度から平成25年度までの5カ年間の計画を策定するものでございまして、平成21年度に山河農道整備事業として当該地域の農道整備を行うものでございます。事業費は1,180万4,000円を計画しております。

次に、議案第122号の香河辺地でございます。香河辺地に係る総合整備計画につきましては、平成19年度に策定しており、事業については町道明石香河線改良事業、日晩寺農道整備事業、簡易水道統合整備事業、冷凍米飯加工施設整備事業を上げておりますが、今年度新たに冷凍米飯加工施設整備事業に焼成機械設備の整備を追加するものでございます。冷凍米飯加工施設では、地元産米の使用を特徴としておりますが、食材の国産化が商品の付加価値をさらに高めるものと位置づけコスト増となる外部調達を避け、焼成機械を整備することで焼き鯖等の食材を自社で加工することにより、生産運営の効率化を図るものでございまして、事業費は250万円を計画しております。

次に、議案第123号の岩屋西部辺地でございます。岩屋西部辺地に係る辺地総合計画は平成18年度に策定しており、事業については町道岩屋川線改良事業、情報通信基盤整備事業を上げておりますが、今年度、新たに岩屋簡易水道整備事業を追加するものでございます。岩屋水道につきましては、主要配管が府道宮津養父線に沿って枝状に分岐しておりますが、この主要配管が破損しますと、水圧の低下等の問題が生じることになりますので、町道岩屋川線の整備に伴いまして同路線に新たに配水管を敷設するもので、事業費は500万円を計画しております。

最後に、議案第124号の堂谷辺地でございますが、堂谷辺地に係る辺地総合計画は、昨年度、平成20年度に作成しており、事業については現在、進めております情報通信基盤整備事業に加え簡易水道整備事業を追加するものでございます。その理由といたしまして、当該地域の既設の水道管が小口径であり、敷設場所も民地等であることから、水道本管を公道下に敷設するものでございます。事業費につきましては2,000万円を計画しております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第125号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第125号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は10億660万7,000円を追加し、総額を116億2,925万4,000円といたすものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。21、22ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は住民自治活動支援事業で、第19節負補交を1,039万9,000円追加いたしております。各地区から大変多くの自治振興補助金の申請がありましたので、それに伴いまして補助金を追加するものでございます。携帯電話基地局施設整備事業は1,800万円を新規事業として追加いたしております。携帯電話の不感地域であります加悦の山河地区に新たに基地局を整備し、情報格差の是正に努めるもので、工事費、設計監理委託料及び送受信設備機器の購入費を追加するものでございます。本事業は国の間接補助事業として府の情報格差是正事業補助金の対象であるとともに、その裏に地域活性化公共投資臨時公金が公布されることとなっております。

なお、財源につきましては、相当ミスがございましたので、正誤表を配付させていただいておりますので、ご訂正いただきますようお願い申し上げます。大変申しわけありませんでした。

次に、13目有線テレビ整備費は有線テレビ拡張事業を6億4,070万3,000円追加いたしております。現在、平成20年度予算を繰越明許し、野田川岩滝地域の拡張事業を鋭意進めているところですが、野田川岩滝地域での整備が幹線から各家庭までの引き込み線も光ケーブルとなることに対し、加悦地域は引き込み線が同軸ケーブルであるため、逆に格差が生じることとなることから、近い将来、光ケーブルに改修することとしておりました。今回、国の地域情報通信基盤整備推進交付金に申請しておりましたところ、交付の内示があり、なおかつ交付金の裏に先ほどの携帯電話同様、地域活性化公共投資臨時交付金の財源手当が可能となったことから、予定を前倒して実施したく追加いたすものでございます。

6月補正予算に計上しました経済対策臨時交付金同様、補助裏については補正予算債の対象になりますので、それらの財源につきましても歳入に追加いたしております。

次に、第2項徴税费、第2目賦課徴収費は賦課徴収費一般経費を839万8,000円追加いたしております。先日、ようやく発足いたしました京都地方税機構ですが、広域連合長に山田知事を選出し、いよいよスタートいたしました。実際には来年1月からの徴収義務の開始となりますが、業務開始前分も含めて同機構への負担金を605万5,000円追加するとともに、次のページのエルタックス、これは電子申請のことですが、この共同サーバを構築する必要があり、その負担金を231万7,000円追加いたしております。なお、このサーバ構築には京都市町村振興協会から自治宝くじ市町村等交付金が半額交付されることになっており、歳入の諸収入で追加をいたしております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰

出金を858万9,000円追加いたしております。これは事業勘定の財政安定化支援分が交付税算定により確定したことに伴い追加をいたしております。第2目障害福祉費は障害者社会参加事業を265万円追加いたしております。第18節備品購入費で、その他備品を追加いたしておりますが、後ほど歳入でもご説明いたしますが、自治宝くじ助成金の共生のまちづくり助成事業の採択を受け、障害者のスポーツ車いす等を購入いたすものでございます。

次に、25、26ページの第3目高齢者福祉費では、高齢者福祉施設整備事業で第19節負補交補助金を1,000万円追加いたしております。これは明石地区の民間企業が事業化されます認知症対応型デイサービスセンターの整備に対し、全額国の地域介護、福祉空間整備等交付金の対象となることから、公的介護施設等整備事業補助金として補助いたすものでございます。高齢者福祉費一般経費は総額で1,828万4,000円追加いたしております。第19節負補交で社会福祉協議会補助金を53万6,000円追加いたしております。これは昨年度実施いたしました生活実態調査を踏まえ経済対策の一助になればと、ヘルパー養成講座を実施いたすものでございます。第2節繰出金、老人保健特別会計繰出金は、昨年度の国府支払基金交付金が過大交付となっていたため、一般会計負担分を1,774万8,000円繰り出しし返還金に充てるものでございます。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、次のページにかけて子育て応援特別手当事業を2,425万円追加いたしております。20年度から21年度へ繰り越して実施いたしました事業の21年度事業分として実施するもので、厳しい経済情勢において他市世帯の幼児教育機能、子育ての負担に対し配慮する観点から、3歳から5歳の子であって、前回は第2子以降であったものを、今回は第1子から対象として一人当たり3万6,000円を支給することにより、子育てを行う過程における生活安心の確保を期するものとされております。交付金の対象者は625人を見込んでおり、給付総額は2,250万円としているところでございます。その他、給付にかかります事務費を計上いたしております。

次に、27、28ページの第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では一般廃棄物処理委託事業で第19節負補交、丹後地区ごみ広域処理研究会負担金を225万円追加いたしております。先日、2市2町の首長会で確認し、宮津市を事務局とし、10月に研究会を発足させ、今後の広域ごみ処理について調査研究を進めるもので、その研究会への負担金を追加いたすものでございます。

次に、29、30ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費は緊急雇用対策事業として、第19節負補交に緊急雇用安定化補助金を3,000万円追加いたしております。現下の厳しい雇用情勢の緊急対策として国、ハローワークが支援しております雇用調整助成金、これは国が5分の4を支援するものでございますが、それに町の単独支援分として5分の1、上限を200万円として今年度に限り支援をさせていただこうというものでございます。第4目経済危機対策費では五つの事業を追加いたしております。基本的には経済対策臨時交付金の対象事業と位置づけております。まず、住宅改修助成事業は住宅改修助成金を2,000万円追加いたしております。6月補正予算に2,000万円を計上し、現在、申請を受け付けておりますが、大変多くの申請がございまして、倍増の見込みとなることから追加いたすものでございます。

浄水場関連作業道等整備事業は、各浄水場から取水地点へ向かう作業道等が未舗装であることから洗掘が激しく、通行に支障を来しているため、新たに舗装工事を実施することとし、第

15節工事請負費を1,300万円追加いたしております。

次のページにかけての商工業者の金融支援事業、産業振興事業は事業所実態調査の結果を踏まえ、また、商工会との調整の中から新たな緊急不況対策の一助として単年度事業として追加するもので、商工業者緊急支援事業では、京都府の融資制度並びに日本政策金融公庫事業資金を利用いただいている企業を対象に、借入利率の1%を利子補給することとし、経営安定緊急対策利子補給金を1,080万円追加いたしております。産業振興事業は商工業販売促進支援補助金及びアンテナショップ支援補助金を創設することとし、商工業振興事業費補助金を340万円追加いたしております。

次に、第6款林業水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費は新規事業として命の里事業を4,761万5,000円追加いたしております。本事業は府の単独補助事業として山田知事の肝いりの事業で、農山村地域が果たしてきた自然環境への役割、災害防止への貢献に目を向け、過疎化、高齢化で、さまざまな課題を抱え、存続の危機から集中的、総合的に農山村地域を命の里事業として再生するものであります。中身といたしましては、里力再生事業としてのソフト事業、農業生産基盤、営農基盤整備としてのハード事業がございます。第15節工事請負費で、野業生産基盤等整備工事費を3,650万円、第9節負補交に命の里事業補助金を781万5,000円追加いたすとともに、事業にかかわります事務費を追加いたしております。なお、財源は府補助金、並びに地元負担金を補助のルールに基づき計上いたしております。

33、34ページの第2項林業費、第2目林業振興費は有害鳥獣対策事業を200万円追加いたしております。町、府、猟友会等で組織しております与謝野町野生鳥獣被害対策運営協議会がございますが、本協議会には事業の運転資金がなく、事業実績により補助金等で組織運営がなされております。したがって、今年度から運転資金として資金貸し付けを行い、決算年度末に全額償還いただくこととし、第21節貸付金で野生鳥獣被害対策資金貸付金を追加いたすものでございます。なお、同額を歳入の貸付金元利収入で計上いたしております。

次に、35、36ページの第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費は3,695万円追加いたしております。明石香河線、岩屋川線等の道路改良事業費の精査に伴い追加、あるいは減額するものでございます。なお、本事業の精査に伴い歳入の道路改良事業費補助金についても追加いたしております。

次のページの第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は街路整備事業を7,382万3,000円追加いたしております。平和通り街路整備事業で用地買収や家屋移転の交渉が成立したことにより、それぞれ追加するとともに、それらに伴います工事請負費等を追加いたすものでございます。

次に、39、40ページの第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費では学校ICT環境整備事業を212万6,000円追加いたしております。与謝野町宮津市中学校組合負担金を追加するとともに江陽中学校が国から電子黒板を活用した教育に関する調査研究事業の指定校となりましたので、それらにかかります経費を追加いたすものでございます。

次に、43、44ページの第5項社会教育費、第1目社会教育総務費では芸術文化事業を31万8,000円追加いたしております。平成23年度に実施いたします第26回国民文化祭に向け、与謝野町実行委員会を組織し、今後は実行委員会で準備を進めることとし、第19節負

補交で実行委員会補助金を46万円追加するとともに、現計予算を減額し相殺いたしております。

47、48ページの第12款予備費は827万8,000円減額し、調整いたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

15、16ページをお開き願います。第1款町税は第1項町民税から第3項軽自動車税まで、それぞれの調定見込みにより追加、あるいは減額いたしております。なお、中でも第1項町民税の個人所得割につきましては、総所得の大幅な減額に伴い4,333万4,000円と大幅な減額となっております。

第8款地方特例交付金は、交付決定により、それぞれ追加し、総額で866万円追加いたしております。

第9款地方交付税は普通交付税を9,000万円追加いたしております。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目農林水産業費負担金は、先ほどの歳出で申し上げました命の里事業への地元負担金を786万円追加いたしております。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1節総務費国庫補助金は合併市町村補助金を交付決定により500万円追加いたしております。地域情報通信基盤整備推進交付金は、先ほどの歳出でご説明いたしました加悦地域での有線テレビ拡張事業に伴い1億9,700万円追加いたしております。なお、補助率は対象事業費の3分の1でございます。次の地域活性化・公共投資臨時交付金は3億5,784万円を追加いたしておりますが、中身は、今、申し上げました有線テレビ拡張事業の地域情報通信基盤整備推進交付金の裏に3億5,460万円、携帯電話基地局施設整備事業の府補助金、これは国庫財源を伴うものでございますが、この補助裏に324万円とし、それぞれ90%の交付を見込んでおります。第2目民生費国庫補助金、第2節高齢者福祉費補助金は、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり地域介護、福祉空間整備等交付金を歳出と同額の1,000万円追加いたしております。第3節児童福祉費補助金も、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、子育て応援特別手当交付金を2,250万円、次のページの同事務取扱交付金を170万円追加いたしております。第3目衛生費国庫補助金は女性特有のがん検診推進事業補助金が交付されることとなり、309万7,000円追加いたしております。当初予算には、予算に計上しております子宮頸がん検診、乳がん検診の委託料等に充当することといたしております。第7目土木費国庫補助金は、道路改良事業費補助金を事業費の精査並びに補助金のかさ上げに伴い2,610万円追加いたしております。住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金は、学校の耐震化事業への補助並びに、上にあります木造住宅耐震診断補助金の補助金名が、同補助金へ変更されましたので相殺し、349万2,000円追加いたしております。第3項委託金、第4目教育費委託金は、先ほどの歳出で申し上げました電子黒板活用事業の指定に伴い教育調査研究事業委託金を30万円追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金、第1節総務費府補助金では、住民自治支援事業費補助金として京都府未来づくり交付金を795万9,000円追加するとともに、先ほどの国庫補助金で申し上げました携帯電話基地局施設整備事業に伴い、情報格差是正事業費補助金を1,140万円追加しております。第4目労働費府補助金では、緊急雇用対策事業補助金追加内示により400万8,000円追加いたしております。5目農林水産業費府補助金は命の里事業

補助金を3,359万8,000円追加いたしております。

次に、15款財産収入は、土地売却収入を351万円追加いたしております。これは丹後地区広域市町村圏事務組合が医師住宅として保有しておりました土地の一部について、このたび民間の方へ売却ができましたので、当町分として受け入れるものでございます。

第18款繰越金は、前年度繰越金7,260万8,000円追加いたしております。

第19款諸収入、第3項貸付金元利収入、第6目農林水産業費貸付金元利収入は、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり野生鳥獣被害対策資金貸付金償還金を歳出と同額の200万円追加いたしました。

次のページの第4項雑入は税の共同化に伴うエルタックスの導入経費に対し市町村振興協会から自治宝くじ市町村等交付金が交付されるもので、115万9,000円追加するとともに、歳出で申し上げました障害者社会参加事業としてスポーツ車いすの購入に対し、共生のまちづくり助成事業として自治宝くじ助成金地域振興事業を260万円追加いたしております。

次に、第20款町債、第1目総務費は、CATV整備事業債を8,440万円追加いたしております。これは国の補正予算として合併特例債を充てることといたしております。第4目労働債の地域活性化経済危機対策債は、先ほど歳出でもご説明申し上げましたとおり、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業として実施します浄水場関連作業道等整備事業に補正予算債として、合併特例債を充てることとし1,230万円追加いたしております。道路整備事業債、街路整備事業債は、それぞれ事業費が増額となったことから追加いたしております。その他、阿蘇霊照苑整備事業費債、文化財保存整備事業債は京都府の未来づくり交付金の対象事業に振りかえることとし、それぞれ減額いたしております。また、臨時財政対策債は、普通交付税の算定により確定いたしましたもので、53万円減額いたしております。

なお、10ページの第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで暫時休憩します。

午後1時30分再開します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第21 議案第126号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第126号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定のみ補正でございまして、1億868万4,000円を追加し、総額を22億4,326万4,000円といたすものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第7款繰越金は前年度繰越金が確定しましたので、1億868万4,000円追加いたしております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第2款保険給付費は、第2目介護予防福祉用具購入費及び第5目地域密着型介護予防サービス給付費において、第19節負補交を総額で257万3,000円追加いたしております。これは給付が見込みによりかなり多いため増額を行うものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は国、府、それぞれへ前年度精算分として返還金を2,722万2,000円追加いたしております。

第7款基金積立金、介護保険事業積立金は7,756万8,000円追加いたしております。このうち3,000万円は、平成21年度から23年度の保険料の軽減を図るための財源として確保しておくものでございます。また、合併時の平成17年度決算時において旧加悦町と与謝野町が地域福祉基金から合計額で4,757万8,000円の借入れを行った経過がございます。よって、その額を一たん基金に積み立て、平成21年度の収支を見ながら結果的には地域福祉振興基金へ返済したく考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

第8款予備費は132万1,000円追加し調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第127号 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第127号の平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定では2,178万7,000円を追加し、総額を29億8,459万7,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定の補正は74万6,000円を追加し、総額を9,180万6,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款後期高齢者支援金等から第6款介護納付金までは、それぞれ額が確定したことによる増減でございまして、後期高齢者支援金を62万6,000円追加、前期高齢者納付金を13万円、老人保健医療費拠出金を59万4,000円、介護納付金を50万3,000円、それぞれ減額いたしております。

第11款諸支出金、第3目償還金では、第23節償利割を2,185万5,000円追加いたしております。これは平成20年度の療養給付費負担金の確定に伴う精算でございます。第4目高額療養費特別支給金では40万円追加いたしております。これは後期高齢者医療制度の創設により同月内に75歳を迎えられる方が入院された場合、国保と後期医療の両方での個人負担を支

払わなくてはならないこととなっていたため、昨年の4月にさかのぼって制度を改め特別支給金により負担増を解消することとなったため、追加いたすものでございます。第12款予備費は13万3,000円追加いたし、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税は収入見込みによりまして1,988万3,000円減額いたしております。第4款国庫支出金から第6款前期高齢者交付金は交付決定に合わせ調整いたしております。第10款繰入金は一般会計において地方交付税に参入される国保の財政安定化支援事業分の額が確定したことにより、一般会計から858万9,000円繰り入れるとともに、財源不足を調整するため財政調整基金から1,800万円繰り入れるものでございます。第11款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので430万7,000円追加いたしております。第12款諸収入、第4項雑入では、介護従事者処遇改善臨時特別特例交付金を249万4,000円追加いたしております。これは第1号被保険者の保険料額が今年度から介護報酬改定に伴い増額されており、国保の介護納付金への影響分として新たに交付されたものでございます。

以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入について、ご説明させていただきます。24、25ページをお開き願います。第3款繰越金は、前年度繰越金が確定しましたので74万6,000円追加いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。26、27ページをお開き願います。第1款総務費は、臨時看護師1名増員に伴う賃金等で、65万6,000円追加いたしております。

第2款医業費、第1目医療用機械器具費ではレントゲン写真現像機の故障に伴う修繕料を5万6,000円追加いたしております。第4款予備費は3万4,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第128号 平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第128号 平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は4,714万2,000円を追加し、総額を7,516万2,000円といたすものでございます。

それではまず、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。第4款繰入金は、昨年度、制度の廃止により国府支払基金交付金分が過大交付となったため一般会計から繰り入れるべき町負担分の繰り入れを行いませんでした。これにより本年度で国庫交付金等の精算に合わせて一般会計から1,774万8,000円繰り入れるものでございます。第

5款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので、939万4,000円追加いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第2款諸支出金では、第1目償還金では国府支払基金医療交付金への前年度精算分として返還金を4,714万2,000円追加いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第129号 平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第129号 平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算計上時期が各財産区の予算編成時期とずれがあり、各財産区の当初予算に未確定な部分がありましたので、今回、各財産区において精査した内容により217万1,000円を減額し、総額を7,877万6,000円とするものでございます。よって、各財産区の中身の予算説明については省略させていただきます。

以上が、平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第37 議案第142号 平成20年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上13件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 異議なしと認め、日程第25 議案第130号から、日程第37 議案第142号の決算認定に係る13議案を一括議題とします。

議提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計決算から、議案第142号の平成20年度与謝野町水道事業会計決算までの、歳入歳出決算の認定につきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

決算参考資料、別冊に基づいてご説明させていただきます。

それでは、まず、1、2ページの各会計、歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいというふうに思います。

会計ごとに区分しておりますが、一般会計と特別会計との総合計では歳入歳出の予算額が224億9,773万6,000円に対し、収入済み額が194億7,754万4,000円、支出済み額が191億4,146万4,000円で、差し引きしますと3億3,608万円の黒

字となっております。しかしながら、内訳を見ても宅地造成事業特別会計では歳入欠陥となり、翌年度から繰り上げ流用を行いました。また、一般会計並びに簡易水道特別会計、後期高齢者医療特別会計において、翌年度に繰越明許を行っております。その下に公営企業会計であります水道事業会計の決算を上げております。収益的収入総額が1億4,648万5,000円、収益的支出総額が1億7,372万5,000円でございます。企業会計ですので、収支の差し引きとはなりません、当年度の損失としましては2,889万3,000円となり、この損失は資本剰余金の繰り入れにより欠損金処理を行うものでございます。また、資本的収入総額は1,104万5,000円、資本的支出総額は9,403万1,000円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,298万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金の8,133万3,000円、及び消費税資本的収支調整額165万3,000円で補てんいたしました。

3ページ、4ページでは、歳入歳出決算額の推移を掲載し、前年度との比較をしております。また、普通会計と財産状況調べでは、実質収支は1億6,555万3,000円の黒字となっており、19年度の実質収支と比較いたしましても増額となりましたので、単年度収支も黒字となり実質単年度収支は1,187万円の黒字となっております。下側の諸経費・・・が、財政状況を分析する上で最も基本となるものでございます。なお、19年度決算から財政健全化法に定められた四つの指標、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率を監査委員の審査に対し議会に報告し、公表することとされましたので、それらの指標数、数値についても平成19年度と比較できるように掲載いたしております。なお、昨年度の決算におきまして各指標の内容のご説明はさせていただいておりますので、省略させていただきます。

それでは、まず、左側の財政力指数は比率が1に近いほど財源に余裕があるものとされておりますが、3カ年平均で0.362となっておりまして、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。起債制限比率はわずかに改善しておりますが、これは普通交付税の増加に伴い標準財政規模が膨れたことによるもので、償還金そのものは増加いたしております。実質公債費比率は3カ年平均で平均19年度と同様に16.7%となっております。今後とも継続的に特別会計での事業投資が見込まれることから、数値が上昇しないように注視しなければなりません。

次に、実質赤字比率と連結実質赤字比率ですが、一般会計は黒字であり、宅地造成事業特別会計で、わずかの赤字が出るものの全体では黒字となることから、どちらの指標も該当いたしません。次の将来負担比率ですが、数値は103.3%となっており、早期健全化基準として定められております350.0%と比較いたしますと負担の少なさが読み取れます。しかしながら、19年度と比較いたしますと、3.2ポイント悪化しております。これは地域振興基金を将来負担へ充当することが20年度から見直され、充当できなくなったことによるものでございます。

一方、経常収支比率、いわゆる人件費、交際費など義務的な経常経費が町税、交付税などの経常的な一般財源にどれだけ占めるかという割合でございますが、91.1%の決算となっております、前年度より0.5ポイント改善いたしました。1,000円のうち951円が経常経費に消え、臨時的経費は49円という状況であり、財政余力が乏しいことを示しております。増加の一番大きな要因は、先ほど実質公債費比率同様、普通交付税の増加により経常一般財源が増加したこと、人件費の減額等によるものでございます。

なお、13、14ページに経常収支表を掲載しておりますので、ご参考にいただければというふうに思います。今後ともさらなる経常経費の節減に努力しなければならないというふうに思っております。

次に、5、6ページの普通会計款別決算額比較表の歳入の状況でございます。歳入の最も大きなウエートを占める9番の地方交付税は46億4,458万8,000円で、全体の45.1%を占め、前年度比3.1%の増となっております。自主財源の柱である1番の地方税は固定資産税の家屋分が約1,000万円増加するなど、前年度比0.3%の増となり、全体の18.8%を占めております。8番の地方特例交付金は児童手当の支援拡大に伴う地方負担分として交付額が大幅に増加されたことより89.0%もの増となっております。また、21番目の地方債でございますが、前年比13.9%の減、10億656万6,000円の借り入れとなっているものの、町道岩屋川線や町道明石香河線などの道路改良事業、消防ポンプ自動車の購入など、消防施設整備事業や小・中学校耐震補強事業、地域振興基金積立金など、辺地債や合併特例債対象事業のほか、臨時財政対策債など多額の町債発行となっているものでございます。なお、決算書の54、55ページでは第20款町債で決算額が10億7,236万6,000円となっておりますが、この中には公的資金借換債が6,580万円含まれており、決算統計での普通会計では純計処理として歳入歳出、それぞれから同額を減額いたしておりますので合致いたしません。

7ページ、8ページの歳出の状況でございますが、第9款消防費は、対前年度比13.3%、6,586万1,000円の増額となっております。これは消防施設の計画的な整備を行うため、消防施設整備5カ年計画を立てておりますが、有利な国の補助事業を活用するため防火水槽整備事業を前倒しして単年度で4基整備したことなどによるものでございます。また、第2款総務費では、職員人件費の3%カットなどを実施したことから、対前年度比4.5%、6,131万5,000円の減額となっております。

次の9ページ、10ページは町税の収入内訳を上げております。先ほども申し上げましたとおり、税収は全体で0.3%の増となっているものの、徴収率につきましては右から二つ目にありますとおり91.6%の決算となっております、前年度より0.7ポイント下がっております。現年滞納別に見てみますと、現年分で0.3ポイント下がり、滞納分では1.0ポイント上がっております。長引く景気の低迷により大変厳しい状況の中で税の徴収は大きな課題となっております。まして平成19年度からは三位一体の改革の一環で所得税への大幅な税源移譲が実施されていますので、各自治体は自主財源である地方税の徴収を強化しなければなりません。当町におきましても与謝野町町税等及び公共料金等滞納整理特別対策本部を設置し、私が本部長となり今後の最重要課題であるとの共通認識のもと、どのようにすれば徴収率が向上するか徴収体制の強化はもとより職員の意識改革にも力を入れていかなければならないと思っております。近隣市町と比較しても当町の徴収率は低く、引き続きの努力が求められるところでございます。また、今の予定では税務共同化により来年1月1日からは共同徴収収納が始まります。その辺の動きとも十分連携をとっていかなければならないというふうに考えております。

次に、11、12ページでございますが、普通会計性質別経費の状況を示しております。この中で一番の人員費は総額で19億8,703万円となっておりますが、対前年度比では5.2%減となっております。これは職員の退職に伴う補充を抑えたことなどによるもののほか、特別職

給与の5%カット、一般職給与の3%カット、議員報酬の5%カットなどによるものでございます。6番の補助費等については、対前年度比25.2%の増となっており、その中でも一部事務組合に対する負担金は後期高齢者療養給付費負担金の大幅な増額によるものでございます。

11番の投資的経費は普通建設事業費で知遊館南駐車場用地購入事業などで大幅な減額となり、対前年度比16.7%の減となっております。

次に、15、16ページをお開き願います。ここでは一般会計の目的別、節別決算表を掲載しております。それぞれの款ごとに節単位で幾らの支出があったのかがわかるようにまとめております。

次に、17ページから20ページにかけて普通会計の主な事業を財源内訳も含めて掲載いたしております。20年度にどのような事業を行ったかが一目でわかるようにしておりますので、参考にしていただきたいというふうに思います。

21ページから23ページには不用額説明書を掲載いたしております。これは予算に対して執行不能となりましたもので50万円以上の不用額が生じたものを各課ごとに掲載いたしております。

24ページから27ページには未収入調書、不納欠損処分調書を掲載いたしております。調定額に対し不納欠損額が幾らあり、収入未済額が幾らになっているかがわかるように示しております。一般会計全体での不納欠損額は218万2,000円となっております。

28ページには普通会計債務負担行為額調べを掲載いたしております。債務負担を設定しておりますもので、20年度に支出したものが、どの程度あり、また、21年度以降の支出がどう見込みとなっているかがわかるように示してあります。

29ページには一時借入金運用状況を掲載いたしております。夕張市の破綻にもありましたように、一時借入金の運用が不透明であった反省に立ち、前年度から明確にいたしているものでございます。

30ページでは基金の状況を5月末の出納整理後の状況で報告いたしております。なお、決算書の334、335ページに積立金を示しておりますが、これは財産であるため年度末での状況であります。しかしながら、繰替運用など、わかりがたい報告となっておりますので、改めて歳計としております。

次に、31、32ページには会計別職員人件費を上げております。ここでは人件費の総額がわかるとともに、給料や各職員手当、共済費の内訳を各科目ごとにまとめております。平成20年度のラスパイレス指数は一番下にありますように91.2%と前年度対比2.3ポイント下がっております。ちなみに府内市町村平均は96.4%となっております。

33ページから88ページまでは現在、借りている町債について上げております。

33ページから52ページまでは一般会計分、53ページから80ページまでは特別会計分。

81、82ページは、その借入先別の明細。

83、84ページは利率別の状況。

85、86ページは事業別の現在高の状況。

87、88ページでは、今後の年度別償還状況を示しておりますので、参考にござらんいただきたいと思っております。

81、82ページに全体の町債残高を上げておりますので、ごらんいただきたいというふうに思いますが、これによりますと一般会計の平成19年度末現在高が約133億7,817万円に對しまして、平成20年度末では129億4,448万円となっており、約3億8,369万円減少となっております。特別会計におきましては約176億2,932万円により前年度に比べて約6億6,445万円増加いたしております。総合計では約305億7,381万円になっており、住民一人当たりいたしますと約123万円の借金を抱えていることとなります。このように一般会計では減少しているものの、特別会計では増加し、トータルといたしましては約2億3,000万円の増加となっております。

一般会計では、先ほどの地方債の説明で申し上げましたように、道路改良事業や小・中学校耐震補強事業、地域振興基金積立金などの合併特例債対象事業のほか臨時財政対策債などの発行によるものでございます。また、特別会計では毎年、何億円もの増加を見ておりますが、簡易水道、下水道事業は生活に密着した欠かすことのできない事業ですので、補助金を受ける以外は、やはり町債によって計画的に追考していかなければならないというふうに考えております。

89ページから96ページには、クアハウス岩滝、野田川衛生プラント、学校給食センターなどの収益性のある施設にかかります収支状況と利用状況を上げております。

97ページから最終の200ページには、一般会計並びに特別会計の主要施策の成果概要調書を掲載しております。一般会計では各課ごとに、決算の事業区分ごとに、その概要をまとめております。また、特別会計では、それぞれの会計での決算規模や運営状況、事業概要を上げております。ご参考にしていただきたいというふうに思います。

最後に決算書の325ページから339ページかけて財産に関する調書をつけ、年度末で所有しております財産を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただければというふうに考えます。今後の有効活用や、大変多くの財産があり、与謝野町町有財産活用推進委員会も設置し、検討しておりますが、今後の有効活用や適正管理が大きな課題であるというふうに認識しております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、平成20年度一般会計及び特別会計等の決算の概要でございます。この後、副町長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） お諮りします。休憩よろしいですか、休憩入らずに。

暫時休憩します。

2時20分、再開します。

（休憩 午後 2時 4分）

（再開 午後 2時20分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き副町長からの説明を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） それでは、先日の議会運営委員会で決算に係ります詳細説明はすべて副町長が行うということが決定をされましたので、私から会計ごとに決算書並びに決算参考資料に沿ってご説明を申し上げます。すべて共通ですが、金額の単位は1,000円単位に四捨五入したもので

ご説明させていただきます。

それでは、まず、議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計決算について、主なものをご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、通常の事業にかかわりますものは省略させていただきます、特徴的なものについてのみご説明させていただきます。

まず、決算書の14、15ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税までの合計は調定額が21億958万4,000円に対しまして、収入済み額は19億3,248万7,000円で、不納欠損処分をいたしました143万8,000円を差し引きました収入未済額は1億7,565万9,000円となっております。この21年度への繰り越しました滞納額は19年度決算と比較いたしますと2,294万円の、率にいたしますと15.0%の増という状況となっております。参考資料の9、10ページをお開き願います。ここでは町税の収入内訳表といたしまして、税目ごとに調定済み額、収入済み額、収納率などを掲げさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それから、参考資料24ページでございますが、ここに町民税から都市計画税まで4税につきまして、先ほど申し上げましたが143万8,000円の不納欠損をいたしました明細をつけておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、決算書の18ページ、19ページの第9款地方交付税でございますが、備考欄にもありますように普通交付税は41億3,457万円で、前年度より3.8%、1億4,966万1,000円の増額となっております。特別交付税は5億1,001万8,000円で、前年度より2.1%、1,083万円の減額となっております。

次に、20、21ページの第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の保育料につきまして、参考資料の24ページをごらんいただきたいと思います。保育料現年度分の収入済み額1億5,276万6,000円の徴収率につきましては97.4%、滞納繰越分87万3,000円につきましては10.9%の徴収率でございます。収入未済額の合計は1,045万2,000円と、19年度と比較して膨大な金額となっておりますが、この未済金につきましては、今後、課を挙げて徴収に努めさせたいと思っております。

次に、決算書22、23ページの第12款使用料及び手数料では、第1目総務使用料、第2節企画情報使用料として有線テレビやインターネットの使用料で決算額は3,535万7,000円となっております。徴収率は98.2%となっており、滞納繰越分を合わせまして66万円余りの未収金がございますが、これの解消のため平成20年度につきましては滞納者に対しまして誓約書の提出を求め、履行されなかった場合には、そのご家庭の電波をとめるという措置も講じております。このことによりまして一定の徴収率のアップにつながりましたが、今後とも、さらに強化をしてまいりたいと思っております。また、収支のバランスを見ると、収入の方が若干上回ったことから89ページにありますが、歳出の有線テレビ放送等施設基金に70万円の積み立てを行っております。第3目衛生使用料のうち第1節保健衛生使用料につきましては、火葬にかかる使用料でございますが、内訳は備考欄記載のとおりでございます。その次の第2節清掃使用料ですが、衛生プラントの施設の使用料でございますが、伊根町のし尿の処理と業者が浄化槽の汚泥清掃を行い、その処理にかかる使用料でございます。

次に、24、25ページの第5目商工使用料の第2節観光使用料はクアハウス岩滝入館料が

6, 147万4, 000円となっており、前年度より200万円程度の減額となっております。第6目土木使用料は全体で6, 366万2, 000円の収入となっておりますが、町営住宅使用料も年々滞納額がふえてきておりますので、徴収につきましては課を挙げて強化をしてまいりたいと考えております。

次に、26、27ページの手数料は、第1目総務手数料のうち印鑑証明手数料でございますが348万9, 000円となっております。第3目衛生手数料、第2節清掃手数料につきましては、町内3カ所にあります最終処分場への直接搬入手数料と衛生プラントのくみ取り手数料1万8, 809件分でございます。

次に、30、31ページの第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目土木費国庫補助金は全体で1億5, 996万4, 000円を収入いたしております。備考欄にありますように、道路改良事業費補助金が事業費の60%、1億2, 387万9, 000円、都市公園事業費補助金が事業費の50%、3, 526万5, 000円などとなっております。第8目消費費国庫補助金は消防防災施設等整備事業補助金として1, 047万2, 000円を収入いたしておりますが、防火水槽4基を設置した事業に充当したものでございます。第9目教育費国庫補助金、第2節小学校費補助金の中の安全・安心な学校づくり交付金4, 848万円でございますが、石川小学校校舎及び市場小学校体育館の耐震補強工事に対する交付金でございます。また、第3節中学校費補助金の中の安全・安心な学校づくり交付金2, 424万円は江陽中学校体育館の耐震補強工事に対する交付金でございます。第5節社会教育費補助金1, 265万9, 000円は、国宝重要文化財等保存整備費補助金と記載しておりますが、その内訳は重要伝統的建造物群保存地区対策事業費補助金1, 025万9, 000円と、遺跡分布調査事業費補助金100万円、さらに実施をいたしました文化財シンポジウムにかかわります補助金140万円、補助率は事業費の2分の1でございます。

32ページから34ページへかけて第14款府支出金、第2項府補助金は第1目総務費府補助金から第9目教育費府補助金の中で42件が京都府の未来づくり交付金の対象となり、その総額は8, 243万8, 000円でございます。その中で平成20年度は一般分のほかに緊急枠分として193万1, 000円と行財政改革支援枠分として1, 131万円が、それぞれ特別に交付をされております。

少し飛びますが52、53ページをお開き願います。第19款諸収入、第4項雑入、第3目雑入では、53ページの一番下に地域公共交通活性化再生総合事業補助金としてコミュニティバスひまわりの購入などにかかわります補助金を1, 539万8, 000円収入いたしております。

次に、54、55ページの第20款町債でございますが、総額10億7, 236万6, 000円の借入れを行っております。うち合併特例債は4億6, 630万円でございます。また、公的資金借換債は合計で6, 580万円を発行し、繰り上げ償還いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げますが、主な事業の決算額を決算参考資料の主要施策の成果概要調書と照らしながらご説明させていただきます。

まず、決算書の58、59ページをお開き願います。第1款議会費は総額で1億931万3, 000円支出いたしております。議員報酬、職員人件費などが主な経費でございますが、議会運営、議会広報に必要な経費を執行いたしました。参考資料の97ページに概要を掲載いたし

ております。決算書の60ページから第2款総務費では63ページに一般管理費にかかる職員人件費を掲載しておりますが、特別会計、企業会計を含めました年度末の職員数は293名となり、前年度より11名の減でございます。中段よりやや下に掲載しております退職手当組合特別負担金5,792万円余りのうち2,361万8,000円が10名分の勸奨退職者にかかる負担金と、それから、当町は退手組合負担金納入総額から退職手当支給総額を差し引きました額が赤字となっておりますので、当該赤字額の10%相当額3,431万1,000円を支出いたしております。

70、71ページの第5目財産管理費は、3庁舎の管理経費やマイクロバスの運行事業経費、77ページの財産管理費一般経費の第15節工事請負費では、岩滝地域にありました厚生会館解体工事を施工いたしました。跡地は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が与謝郡聴覚言語障害センターを建設、運営されており、用地は同協会に有償で貸し付けております。なお、参考資料の100ページに、それらにかかります説明を掲載いたしております。

次に、決算書78、79ページの第6目企画費は総額で2億824万円を支出いたしております。丹後地区広域市町村圏事務組合事業では、組合への負担金、住民自治活動支援事業では自治振興補助金とコミュニティ事業補助金、定額給付金事業では交付そのものは21年度へ繰り越しをしており、準備にかかります事務費と住基ネットワークシステム改修委託料を、それぞれ支出をいたしております。

また、81ページの企画費一般経費では行政改革関連経費、総合計画審議会の経費、大名行列承継基金や地域振興基金積立金などを支出いたしたものでございます。

83ページの第8目国際交流費は161万9,000円を支出いたしております。アベリスツイス交流事業に要する経費でございますが、20年度はアベリスツイスへ6名の高校生を派遣してございまして、国際交流補助金として支出いたしたものでございます。

次に、86、87ページの第12目有線テレビ管理費は総額で3,602万2,000円を支出いたしております。有線テレビ施設管理運営事業などの経費でございます。詳しくは参考資料の104、105ページで説明をいたしております。

次に、決算書90、91ページの第13目有線テレビ整備費は、有線テレビ拡張事業で305万円を支出いたしております。内容は参考資料の109ページの(12)で説明をいたしておりますが、情報格差是正のため地域情報化計画を策定いたしたものでございます。

次に、決算書92、93ページの第15目地域交通対策費は9,036万7,000円を支出いたしております。新規事業としまして95ページの町営バス運行事業で2,059万1,000円を支出いたしております。3月16日から懸案でありました町営バスを運行したもので、バスの購入経費、運行準備経費などとなっております。これらの詳細は参考資料の111ページで説明いたしております。

続きまして、決算書96ページの第2項徴税费は、総額で1億2,872万2,000円を支出しております。中でも税務総務費一般経費で99ページの過誤納還付金が4,436万2,000円となっております。主なものといたしましては、税源移譲による平成19年度分の住民税減額措置にかかる還付金が2,128万円、また、関西電力株式会社の固定資産税修正申告による還付金が1,553万7,000円となっております。

次に、106ページから第3款民生費について、ご説明を申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、総額で6億5,052万3,000円支出しておりますが、この中で113ページの地域福祉空間整備事業として2,424万円を支出いたしております。内容は参考資料の120ページ(1)で説明しておりますように、小規模多機能型介護拠点整備与謝郡聴覚言語障害センター整備への交付金による支援でございます。決算書に戻りますが、第2目障害者福祉費は、総額で5億1,291万2,000円を支出しておりますが、この中で121ページの障害者福祉施設整備事業として980万6,000円を支出いたしております。内容は参考資料の123ページ(16)で説明しておりますように、町道の穴石線道路改良工事などでございます。これは旧野田川保健センターを改修し、弁当づくりの拠点施設や障害者グループホームとして整備しておりますが、そこへの進入路としての整備事業でございます。

決算書に戻りますが、第3目高齢者福祉費は総額で4億1,898万9,000円支出いたしておりますが、この中で127ページの高齢者福祉施設整備事業として3,300万円を支出いたしております。内容は参考資料の126ページ(27)でご説明しておりますように、小規模多機能型介護拠点整備への交付金による支援でございます。全額が国の交付金となっております。これら民生費関係の事業につきましては参考資料の120ページから129ページで説明をいたしております。

次に、決算書146ページからの第4款衛生費についてご説明いたします。150、151ページの第1項保健衛生費、第2目予防費では、母子保健事業で817万円を支出いたしております。参考資料の130ページの(2)で説明をいたしておりますように、今まで3回であった妊婦健診を5回とし、セットメニュー化しております。

また、決算書に戻りますが、153ページの健康診査事業は3,136万3,000円を支出いたしております。内容は参考資料の131ページ(4)に説明しておりますように、今年度から保険者ごとに特定検診を実施することとなりましたが、町としましては国保会計での実施となり、一般会計では生活保護などの方や75歳以上の後期高齢者の方の検診等、従来から実施してきましたがん検診をすべて無料で行ったものでございます。制度改正による若干の混乱もありましたが、大変多くの方に検診を受けていただいております。また、今年度から京都府とのモデル事業として就学前5歳未満児の発達サポート事業を実施し、軽度な発達障害の早期発見と就学指導に努めています。そのほか予防接種事業や健康教育、機能訓練、運動教室などを実施した健康づくり事業、さらには休日応急診療所などの費用を執行させていただきまして、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための事業を行ってまいりました。

次に、決算書154、155ページの第3目環境衛生費では、157ページの環境美化保全対策事業で786万6,000円を支出いたしております。内容は参考資料の114ページ(10)に説明しておりますように、旧クリーンセンター跡地にBDF燃料給油施設の整備や地球温暖化防止実行計画の策定を行っております。

次に、決算書162ページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は、総額で3億3,504万2,000円を支出いたしておりますが、宮津市清掃工場への処理委託料を初め、すべてごみ処理にかかる経費でございます。詳しくは参考資料の115ページから117ページでご説明をいたしております。

次に、決算書164、165ページの第3目し尿処理費は総額で1億4,275万1,000円を支出いたしております。野田川衛生プラント管理運営事業施設整備事業職員人件費でございますが、参考資料の118、119ページに事業の概要を、また、91、92ページに収支状況報告をつけておりますので、参考にしていただきたいと思います。

決算書168ページからの第5款労働費、第1項労働諸費は総額で942万円支出いたしております。中身としましては広域シルバー人材センター運営助成経費、勤労者総合福祉センター管理運営経費、雇用促進奨励事業経費でございますが、参考資料の143ページで説明をいたしております。

なお、決算書170ページの第3目生活対策費は、国の生活対策臨時交付金の対象事業であります。地域活性化対策事業2億7,751万円を全額、21年度へ繰越明許いたしております。次に、第6款農林水産業費についてご説明を申し上げます。第1項農業費は総額で2億5,604万4,000円の支出でございます。主なものは農業委員会活動事業、農業団体活動支援事業などのほか、自然循環農業推進事業では京の豆っこ米の生産活動及び販売促進を支援いたしております。また、中山間地域直接支払い交付金事業、農地・水環境保全向上対策事業、農業用施設整備事業などにより、農地の生産基盤整備や農村環境の向上を図るための事業を支援いたしております。なお、加悦土地改良区は借入金の償還業務を完了したことから平成20年12月でもって29年の歴史を終止符を打ち、解散いたしております。施設の管理運営につきましては、187ページの大豆・米乾燥施設管理運営事業で大豆乾燥機等の導入支援や189ページ、有機物供給施設管理運営事業では、京の豆っこ肥料を製造するための発酵処理機などの整備、さらには191ページの冷凍米飯加工施設管理運営事業では、成形加工室の空調機の改修を行っております。リフレかやの里管理運営事業は、昨年7月をもって営業を休止し、8月末に指定管理者の指定を取り消し、以後は最低限の管理を継続いたしております。

192ページからの第2項林業費は、総額で7,159万5,000円支出いたしております。主なものは有害鳥獣対策事業で猟友会と連携した駆除や、防除施設に対し積極的な支援を行っております。林道関係では林道下谷線舗装工事を完了するとともに、林道大田和線に事業着手をいたしております。また、堰堤設置や浚渫などの災害に強い森づくり事業などに積極的に取り組んでおります。これら農林水産業費関係事業の説明は参考資料の132ページから142ページにかけて記載をいたしております。

次に、決算書の200ページからの第7款商工費についてご説明を申し上げます。商工費は総額で5億4,201万1,000円を支出いたしております。主なものは昨年度、発足いたしました新生与謝野町商工会への補助を行っております商工会助成事業、各種商工業への支援事業、産業や織物の振興事業、観光イベント開催事業、与謝野町の今後の観光振興の方向性を示した観光振興ビジョン、美心与謝野の作成などの事業、クアハウス初め各種観光施設の施設管理事業などでございます。これらの説明は参考資料の144ページから149ページにかけて記載をいたしておりますとともに、クアハウスの状況につきましては89、90ページに収支状況報告をつけておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、決算書222ページからの第8款土木費についてご説明を申し上げます。224ページの第1項土木管理費は、総額で2,911万3,000円支出いたしております。主なものは土

木事業の要望などの国、府対策事業や、民間家屋の耐震診断補助事業、急傾斜事業負担金などの一般経費などの事業でございます。

228ページからの第2項道路橋梁費は総額で3億5,920万7,000円支出いたしております。主なものは231ページの街路灯、防犯灯整備管理事業、道路維持や除雪対策事業、また、各区から大変多くのご要望をいただいております、限られた予算の中で計画的に実施しております道路新設改良事業、なお、道路改良事業では明石香河線、岩屋川線、石川上山田線の3路線を国の交付金事業で実施をいたしております。

236ページからの第3項河川費は総額で5,932万6,000円を支出いたしております。主なものは河川維持管理事業、常習浸水地の解消を図るための河川改修事業などでございます。

238ページからの第5項都市計画費は総額で6億8,461万6,000円支出いたしております。主なものは京都府で実施をいただいております岩滝海岸線の街路事業負担金、今後の都市計画について調査研究を進めるための土地利用等状況調査、阿蘇シーサイドパークの整備事業などでございます。これらの説明は参考資料の150ページから155ページかけて記載をいたしております。

次に、決算書246ページからの第9款消防費について、ご説明いたします。消防費は総額で5億6,016万円支出いたしておりますが、主なものは消防組合負担金の算出基礎額が、従来は普通交付税算定に用いる消防費の基準財政需要額としておりましたが、本年度から均等割10%、人口割90%での算出となり、決算額は前年度より505万4,000円増額の3億9,257万6,000円となっております。第2目非常備消防費では消防団員348名の報酬、退団者33名の退職報償金。

249ページでは、火災訓練、点検、広報などの費用弁償、活動服を新調いたしました消耗品費、防火服28着購入の備品購入費などが主なものでございます。

251ページの消防施設等整備事業の工事請負費では、40リューベの防火水槽4基、消火栓の新設6基、移設更新3基などを施工し、備品購入費では加悦方面対第2分団に消防ポンプ自動車を購入いたしました。

253ページの災害対策費の防災行政無線施設整備事業では、町全体のデジタル防災行政無線設備を構築するため電波伝搬調査などを委託しました。自主防災事業の需用費ではウインドウブレーカーを購入し、加悦地域の自主防災組織に貸与をいたしております。これらは参考資料の101ページから103ページにかけて記載をいたしております。

次に、決算書254ページからの第10款教育費についてご説明を申し上げます。第1項教育総務費は総額で1億2,258万7,000円支出いたしております。主なものは263ページのスクールバス運行事業、これは町道明石香河線改良工事に伴い香河地区の小・中学生11名を学校までの間、送迎した事業費でございます。

266ページからの第2項小学校費は総額で3億4,489万9,000円支出いたしております。主なものは269ページの小学校施設整備事業で耐震補強設計監理委託料、耐震補強設計委託料、小学校耐震補強工事費などでございます。

274ページからの第3項中学校費は、総額で1億6,063万3,000円支出しておりますが、主なものは279ページの中学校施設整備事業で、耐震補強設計監理委託料、江陽中学校

体育館の耐震補強工事費でございます。その下の中学校組合負担金は、生徒数割による与謝野町民の負担金で4,287万1,000円を負担しております。なお、この金額には交付税分が含まれております。

280ページからの第4項幼稚園費は総額で7,204万円支出いたしておりますが、285ページの幼稚園施設整備事業として岩滝幼稚園の屋根の防水改修工事を実施いたしております。第5項社会教育費は総額で1億8,609万8,000円支出をいたしております。主なものは、これも自然体験事業や生涯学習事業などの各種社会教育事業、公民館事業や知遊館管理運営事業、文化財保護や伝統的建造物群保存対策事業、図書館管理運営事業などでございます。

310ページからの第6項保健体育費は総額で2億2,739万6,000円を支出いたしております。主なものは社会体育の振興のための社会体育団体育成事業やスポーツイベント開催事業、各体育施設の管理事業などでございます。なお、昨年度は新町になって初めての試みとして、町民の一体感を情勢するためのイベントとして、与謝野町駅伝競走大会を与謝野町体育協会で実施をしていただきました。また、給食センター運営事業並びに施設整備事業では子供たちに安心・安全な給食の提供に努めております。これら教育費関係事業の説明は参考資料の156ページから168ページにかけて説明をいたしておりますとともに、給食センターの状況につきましては、95、96ページに収支状況報告をつけておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

最後に決算書320、321ページの第11款公債費は総額で17億357万4,000円支出いたしております。元金、利子ともに計画的に返済するものでございますが、この中の繰上償還元金につきまして6,751万6,000円となっております。このうち6,580万円が補償金免除の繰上償還として公的資金借換債の発行によるものでございます。

以上が一般会計の概要でございます。

議長（森本敏軌） 休憩します。

3時15分再開します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時15分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き堀口副町長から詳細説明を受けます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） それでは引き続きまして、簡易水道特別会計からご説明を申し上げます。決算書の362ページをお開き願います。

実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額10億9,324万1,000円、歳出総額10億8,074万8,000円、歳入歳出差引額は1,249万2,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額843万2,000円で、実質収支額は406万円となりました。まず、歳入からご説明をいたします。

348、349ページをお開き願います。第1款分担金及び負担金の収入済み額218万5,000円は、加入負担金でございます。第2款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料、第1節現年度分の収入済み額は3億1,550万1,000円で、前年度より774万

6,000円の大幅な減少となっております。このことについて収納率から見ますと19年度が99.46%だったのに対し、20年度は99.34%で、前年度から0.12ポイントダウンしております。しかし、それよりも使用水量の大幅な減少が要因であると考えております。

次に、第2節滞納繰越分の収入済み額は211万4,000円で、前年度より11万9,000円の減少となりました。これにつきまして収納率では平成19年度が20.62%だったのに対し、20年度は24.47%で、前年度比3.85ポイント上昇していることから、滞納繰越分そのものが減少していることが要因でございます。

第3款国庫支出金につきましては、平成20年度で実施をいたしました国庫補助事業の補助金でございまして、備考欄に内訳を記載しておりますが、加悦簡易水道施設整備補助金、これは加悦、明石、温江、香河の四つの簡易水道を統合し、上水道とする事業分でございます。ほかに、19年度から繰り越してまいりました与謝簡易水道統合事業、継続で進めてきております三河内簡易水道施設整備事業の補助金を受け入れております。第4款府支出金は、これまでの補助事業で単年度ごとに交付決定された府補助金が5年間に分割されて交付されることになっているものでございます。

次のページの第6款繰入金でございますが、一般会計から6,250万円を繰り入れております。第8款諸収入につきましては、次のページの第1節雑入として、下水道関連排水管敷設替工事費補償金、下水道検針委託金、消費税還付金、府の河川改修関連水道管工事費補償金などで3,593万7,000円収入いたしております。第9款町債は、第1節簡易水道事業債として5億1,610万円、第3節公営企業借換債は、繰上償還に伴う借換債で1億200万円を借り入れております。

続きまして、354ページからの歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費、第1目一般管理費では、職員の人件費と事務費として4,925万円を支出し、次のページの第2目財政管理費では第25節積立金として、減債基金に府補助金と預金利子分の678万1,000円、財政調整基金に預金利子24万9,000円を、それぞれ積み立てております。第2款維持管理費は浄水場20カ所、配水池及び各種水道管など簡易水道全施設の維持管理費で9,941万9,000円となっております。

次のページの第3款改良費につきましては、先ほど歳入で申し上げました加悦、与謝、三河内簡易水道施設の改良工事費と、市場簡易水道の施設工事費、下水道関連排水管敷設替工事費や、道路河川工事関連の新設、敷設替工事費などで、総額5億9,146万7,000円でございます。

次のページの第4款公債費は、町債の償還金でございまして3億3,358万2,000円となっており、前年度対比で6,270万8,000円の増額となりました。なお、その中には補償金免除の繰上償還として公的資金借換債の発行によるもの1億221万7,000円がございました。なお、参考資料の171ページから173ページに簡易水道特別会計分の事業概要、決算規模を説明いたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

続きまして、議案132号 平成20年度与謝野町宅地造成事業特別会計決算について、主なものをご説明申し上げます。

まずは、決算書の370、371ページの歳入ですが、第1款財産収入は算所団地で未売却の

分譲地が1区画ございますが、接道条件が悪かったため、進入路を確保することとし、区画の整理を行い、町道として売却したもので552万8,000円を収入いたしております。第4款繰入金は一般会計繰入金を512万5,000円繰り入れております。

次に372ページからの歳出についてご説明を申し上げます。

第2款需用費は、441万1,000円を支出いたしております。三河内の大道団地の造成工事費、日吉ヶ丘並びに算所団地の維持管理費、販売のための営業経費などがございます。第4款前年度繰上充用金は1億4,170万8,000円支出いたしております。これは平成19年度決算に歳入欠陥が生じたので、それを補てんするため繰り上げ充用を行ったものでございます。

376ページの実質収入に関する調書にありますように、実質収支額はマイナスの1億3,546万9,000円でございます。

参考資料の174ページに宅地造成事業特別会計の概要をつけておりますが、平成20年度での分譲区画数は、大道団地が加わったことにより19区画となっており、残念ながら売却数は1軒もございませんでした。今後につきましても、いろいろな手法を研究しながら、販売促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第133号 平成20年度与謝野町下水道特別会決算についてご説明を申し上げます。

まずは、決算書384、385ページの歳入からご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、特環の受益者分担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済み額が5,764万9,000円となっており、収納率は現年分で87.92%、滞納繰越分で2.19%となっております。2項負担金は、公共の受益者負担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済み額は1,172万4,000円となっており、収納率は現年分で93.35%、滞納繰越分では5.59%となっております。第2款使用料及び手数料、第1項使用料の現年度と滞納繰越分を合わせました収入済み額は2億376万7,000円となっており、収納率は現年分で99.7%、滞納繰越分で18.11%でございます。第3款国庫支出金でございますが、補助対象事業費5億500万円の2分の1の2億5,250万円を受け入れております。

次のページの第5款繰入金は、一般会計繰入金を5億3,960万5,000円繰り入れております。第8款町債は、総額で10億8,910万円発行しており、そのうち第4節公営企業借換債は、繰上償還に伴う借換債で3億5,820万円を借り入れております。

次に、歳出についてですが、398、399ページをお開き願います。第3款事業費の第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費、第13節委託料でございますが、取り急ぎ当年度に整備する箇所及び翌年度以降に整備する箇所の実施設計の作成などに7,009万5,000円を支出いたしております。第15節工事請負費では5億7,432万1,000円を支出いたしております。これによりまして、平成20年度末の面整備の状況でございますが、計画区域面積904.7ヘクタール中、処理面積が697.1ヘクタールで、面積普及率は77.1%となるものでございます。また、人口普及率では、行政人口2万3,762人中、処理人口は2万561人で、普及率は86.5%、このうち水洗化人口は1万2,861人で、水洗化率は

62.6%となるものでございます。第22節補償補てん及び賠償金の2,021万9,000円は、下水道関連排水管敷設がえなどに伴う補償費でございます。

次のページの第4款公債費は、町債の償還金でございまして、11億3,964万8,000円となっております。なお、その中には補償金免除の繰上償還として、公的資金借換債の発行によるものが、公共分で9,025万5,000円、特環分で2億7,096万5,000円でございます。なお、参考資料の175ページから181ページにかけて、下水道特別会計の事業概要等を説明いたしております。

次に、議案134号 平成20年度与謝野町農業集落排水特別会計決算について、まずは412、413ページの歳入からご説明申し上げます。第3款府支出金は、温江地区の農業集落排水事業に対して、農業集落排水事業補助金を6,731万5,000円受け入れております。そのうち農業集落排水事業推進交付金369万円は、前年度の補助対象事業費の15%を5年間で3%ずつ分割交付されるものでございます。第5款繰入金は、一般会計繰入金並びに減債基金繰入金の総額で1,171万5,000円繰り入れております。第8款町債は、総額で8,730万円発行をいたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げますが、418ページから421ページにかけて、第3款事業費、第1項農業集落排水事業費、第1目農業集落排水施設整備事業費は、総額で1億5,021万5,000円支出いたしております。これは平成19年度から着手をいたしました温江地区の整備事業費でございまして、工事請負費、設計監理委託料などが主なものでございます。なお、参考資料の181ページから183ページに事業概要等を説明しております。

次に、議案第135号 平成20年度与謝野町介護保険特別会計決算について、まずは事業勘定につきまして、ご説明を申し上げます。

決算書434、435ページの歳入でございしますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料の第1節現年度分特別徴収保険料3億573万8,000円につきましては、徴収率100%でございます。収納未済額の欄のマイナス108万2,000円は、死亡とか転出などによりまして、本来、すぐに還付をしなければなりません、手続上、還付がしきれていないものがあり、この未還付金を計上しているものでございます。第2節現年度分の普通徴収保険料2,404万4,000円は、徴収率としましては90.7%でございます。第3節滞納繰越分、普通徴収保険料125万7,000円は、徴収率といたしましては21.0%と大変低い率になっておりますので、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出でございしますが442、443ページの第1款総務費、第3項介護認定審査会費1,893万1,000円は、与謝野町分1,520件、伊根町分230件の介護認定調査を行った費用でございます。

次のページの第2款保険給付費18億9,354万6,000円につきましては、20年度末で要介護認定者1,047名、要支援認定者352名に対する介護サービスなどの給付を行ったものでございまして、前年度より約5,300万8,000円と大変大きな増額となっております。

450、451ページの第3款地域支援事業費3,896万5,000円は、リハビリ教室、物忘れ予防教室など介護予防事業、地域包括支援センターを中心にした包括的支援事業のほか給

食サービス、在宅介護者激励金の支給など任意事業を実施したものでございます。

次に、サービス勘定についてご説明を申し上げます。

468、469ページの歳入でございますが、第1款サービス収入1,051万8,000円は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入と、訪問リハビリテーション費用の収入などでございます。

次のページの歳出ですが、第2款事業費、第1項居宅サービス事業費、第3目訪問リハビリテーション事業費としまして63万9,000円を支出しておりますが、これは今申し上げましたように、理学療法士が国保診療所を拠点といたしまして、訪問リハビリテーションを行っておりますが、その費用として執行したものでございます。なお、参考資料の184ページから192ページにかけて事業概要等を説明しております。

続きまして、議案第136号 平成20年度与謝野町土地取得特別会計決算について、ご説明を申し上げます。

決算書は482、483ページの歳入、第1款財産収入は、土地開発基金預金利子を55万7,000円歳入いたしております。第2款繰入金は51万1,000円でございますが、一般会計からの繰入金で丹後地区土地開発公社支払利子相当分の繰り入れを行ったものでございます。第3款繰越金は、前年度からの繰越金で33万6,000円でございます。

続きまして、484、485ページの歳出でございますが、第1款公債費51万1,000円は、丹後地区土地開発公社への支払利子でございます。第2款諸支出金は、土地開発基金への積立金55万7,000円を支出いたしております。なお、昨年度は土地開発公社で保有しておりました宮野分譲用地分2,487万円を土地開発基金で買い戻し、利子の軽減を図っております。参考資料につきましては193ページに事業概要等を説明いたしております。

次に、議案第137号 平成20年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計決算について、ご説明を申し上げますが、決算書の487ページから記載をいたしておりますが、ご承知のように、この事業につきましては、現在、休止状態になっておりまして、実質収支についてはございません。

続きまして、議案第138号 平成20年度与謝野町国民健康保険特別会計決算について、ご説明を申し上げます。

まずは事業勘定について、決算書の538ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額29億1,300万7,000円、歳出総額29億239万2,000円で、差し引き1,061万5,000円の黒字決算となりました。しかしながら、財政調整基金から2,900万円を繰り入れておりまして、実質的には1,838万5,000円の赤字となっております。基金残高につきましては、20年度末におきまして2億8,847万7,000円でございます。国保会計の歳入につきましては、本年度から後期高齢者医療制度の創設等に伴う大幅な制度改正があったことから、国保税の見直しを行うなど、国保財政の仕組みに大きな動きがありましたが、負担のルールによるものであるため、説明は省略をさせていただきます。

歳出ですが、国保会計のほとんどの支出割合を占めますのが、保険給付費でございます。

524、525ページの第2款保険給付費でございますが、出産育児一時金、それから、葬祭

費等も含みます総合計で19億2,207万1,000円となっております、前年度に比べまして9,113万8,000円、5.0%の増となっております。

国保会計につきましては、医療費の動向により、収支が大きく変化する正確のものでございまして、532、533ページの第8款保険事業費では、第1目特定健康診査等事業費で2,553万1,000円を支出いたしております。これは平成20年度から始まったもので、肥満から起こる生活習慣病に着目をして、対象者を選別し、その状態ごとに個別の保健指導を行うというもので、生活習慣の改善によりまして、保険給付費の削減に努めるとともに、国保税の収納についても努力をしてみたいと考えております。

次に、直診勘定でございます。

558ページでございます。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額8,737万2,000円、歳出総額8,661万5,000円で、差し引き75万7,000円の黒字決算となりましたが、収支の均衡を図るために、一般会計から2,000万円を繰り入れてございまして、実質的には1,924万3,000円の赤字となっております。平成20年度中の患者さんの合計数は6,328名でございまして、平成19年度と比較いたしますと347名、5.8%の増となり、徐々にではありますものの、患者さんのご利用はふえてきております。それに伴いまして、薬剤費などの支出もふえてきております。今後におきましても、一般会計からの繰入金が少しでも減少しますように、経営努力をしてみたいと考えております。なお、参考資料は194ページに事業概要等を説明しております。

次に、議案第139号 平成20年度与謝野町老人保健特別会計決算について、決算書では574ページでございます。実質収支に関する調書をつけておりますが、前年度と比較して決算額そのものが大幅に減少しておりますのは、75歳以上の後期高齢者が、後ほど説明いたします後期高齢者医療特別会計へ移行したことによるものでございます。歳入総額は3億2,031万3,000円で、歳出総額2億9,091万8,000円、差し引き2,939万5,000円の黒字決算となりました。これは国、府からの負担金、支払基金交付金分が過大交付となっているもので、平成21年度で返還することになります。

歳入につきまして、負担のルールによるものでありますので、説明は省略させていただきます。

570、571ページの歳出につきましては、第1款医療諸費は、後期高齢者の影響から、大幅な減額となり2億3,268万5,000円の支出となっております。

次のページの第5款前年度繰上充用金は5,739万9,000円支出をいたしております。これは平成19年度決算に歳入欠陥が生じたので、それを補てんするため繰上充用を行ったものでございます。なお、参考資料は195ページに事業概要等を掲載いたしております。

次に、議案第140号 平成20年度与謝野町後期高齢者医療特別会計決算について、ご説明を申し上げます。本会計は、平成20年度から新たにスタートしたもので、今回が初めての決算となります。

まずは決算書の590ページをお開き願います。実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額1億9,419万9,000円、歳出総額1億9,214万8,000円で、差し引き205万1,000円の黒字決算となりました。後期高齢者医療特別会計の歳入につきましても、負担のルールによるものでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

歳出ですが、586、587ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,048万4,000円を支出いたしております。これは京都府後期高齢者医療広域連合が実際の医療給付事務を行っておりまして、そこへの納付金でございます。この中で、後期高齢者医療広域連合分賦金は連合への事務費分であり、保険料等負担金は医療給付費分でございます。なお、保険基盤安定負担金は保険税軽減分で、一般会計で府負担金として受け入れ、それを後期高齢者医療特別会計へ繰り出した上で連合へ負担金として納めるものでございます。参考資料につきましては、196ページをごらんおき願いたいと思います。

次に、議案第141号 平成20年度与謝野町財産区特別会計決算についてでございますが、決算書の598、599ページで歳入の内訳を、600ページから603ページまでは歳出で、それぞれの財産区へ支出をいたしております、604ページの実質収支に関する調書に記載しておりますとおり歳入歳出差引額はゼロ円でございます。

続きまして、議案第142号 平成20年度与謝野町水道事業会計決算について、ご説明を申し上げます。

まずは、収益的収入及び支出でございますが、ページは608ページと609ページでございます。収益的収入総額1億4,648万5,000円に対しまして、収益的支出総額は1億7,372万5,000円でございますが、企業会計は収支の差し引きとはなりませんので、612ページの損益計算をいたしますと、下から3行目の当年度純損失、いわゆる赤字額は2,889万3,000円となります。この損失につきましては、613ページの一番下の欠損金処理計算書(案)でお示しをしておりますように、資本剰余金の繰り入れによって、欠損金処理を行うことといたしております。

次に、620、621ページの収益明細書をお開き願いたいと存じます。第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、第1目給水収益、第1節水道使用料の決算額は1億3,966万3,000円で、前年度比394万2,000円と大幅な減少になりました。これにつきましても簡水同様、使用水量の大幅な減少が要因であると考えております。また、第3目その他の営業収益、第5節他会計負担金決算額376万3,000円は、蛇谷堰堤浚渫工事に伴う工事負担金を一般会計から繰り入れたものでございます。次に、第2項営業外収益の第1目受取利息、第1節預金利息の決算額157万8,000円につきましては、現金預金の一部を定期預金として積み立てたことによります預金利息でございます。

続きまして、支出でございます622ページから629ページまで、記載しておりますとおり人件費、施設の維持管理費、減価償却費などがございます。また、626、627ページ、第2項営業外費用の第1目支払利息、第1節企業債利息は、これまでの第4次水道拡張で起こしました企業債による利息で決算額2,395万7,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出について、610ページ、611ページでご説明を申し上げます。資本的収入総額1,104万5,000円に対しまして、資本的支出総額9,403万1,000円で、不足する額が8,298万6,000円となります。この不足額につきましては、642ページの補てん財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の補てん額8,133万3,000円及び一番下の消費税資本的収支調整額165万3,000円で補てんをいたしました。

630、631ページをお開き願います。第1款資本的収入は、拡張改良に伴います第1項企業債1,000万円と、その下、第2項分担金、これは加入負担金でございますが、104万5,000円でございます。

続きまして、支出でございますが632、633ページをお開き願います。第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第1節土地購入費決算額67万9,000円は、旧町時代に土地開発基金で取得した、男山第一水源取水施設用地を買い戻したものでございます。また、第2節工事請負費2,049万3,000円は町道山手線の石綿管敷設替工事等、平成19年度に施工しました敷設がえに伴います舗装復旧工事でございます。さらに、第2目配水管事業費の第2節工事請負費1,524万3,000円は、岩滝海岸線新設に伴い配水管を新設したものでございます。次に、第2項企業債償還金の5,760万円は、第4次水道拡張改良に伴う企業債元金でお示しはしておりませんが、そのうちの1,519万3,000円を財政健全化計画によります繰上償還分に充てております。なお、参考資料につきましては、197ページから200ページにかけて事業概要並びに決算規模をご説明いたしております。

以上で、全会計の、私からのご説明とさせていただきますが、大変雑駁なご説明でございましたが、さらに詳細な説明を要する部分につきましては、後ほどの質疑で補わせていただきたいと存じますので、ご容赦を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、監査委員会から平成20年度の決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 失礼します。

皆さん、お疲れのようでありますので、簡単にさせていただきます。

平成20年度の決算、それに加えまして財政健全化審査を議会選出の廣野監査委員さんとともにさせていただきました。このように、けさ2冊の意見書がお配りになったと思いますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、最初ですが、平成20年度の歳入歳出決算について、審査結果を報告させていただきます。ページを打ってもらっておりますのでごらんいただきたいと思います。まず、1ページであります。平成20年度与謝野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書でございます。審査の対象につきましては、一般会計以下12の会計について審査をさせていただきました。また基金の運用状況も審査させていただきました。審査の実施日ですが、そこに書いております日にち、実質17日間ということさせていただきました。

ページ2ページ目であります。審査の方法については割愛をさせていただきます。審査の結果です。審査に付しました書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、各計数も関係諸帳簿と符合し、かつ正確であったことを認めました。

それから3ページ、総括であります。下の3行ほどですけれども、総体的に非常に厳しい環境下にあつて、役場内の連携を図りながら、大きな目標に向かって、一生懸命事業を進めようとする姿勢が伺えたと感じていると。今後、ますますの努力に期待するものでございます。

2番目ですが、一般会計、4行目から財政状況を見るとということになります。財政力指数が3カ年平均で0.362と、前年を0.021ポイント上回りました。他力本願的な要因であ

ります。これは交付税がふえたということでありますけれども、財政力指数がアップすることは歓迎されると。それから、その次の実質公債費比率は3カ年平均で16.7と、前年度同率となりました。少し高目なので、今後とも計画的な起債の発行に努めてほしいと。それから、経常収支比率は95.1%と0.5ポイント下がりました。これは職員人件費の3%削減、こういったことで経常経費が抑えられたということだと思いますが、物件費、補助費等の経常一般財源がふえてきております。類似団体よりかなり高いということでありますので、さらに経常経費の節減に努力をしていただきたい。それから、なお書きは前年同様、記しておきました。

次、ページをめくっていただきまして、4ページであります。上から4行目のところですが不納欠損処理は、昨年の審査意見書で、やむを得ないものに限定をし、かつこれに至るまでの納得のいく経過を記録するよう求めました。具体的に担当課では、不納欠損処理を行った決裁文書そのものを持ち上げてきまして経過をずっと見せていただきました。この努力が払われたものと評価したいと思います。それから、収入未済額の多くは、町税もちろんあるわけですが、国の地域活性化対策、それから道路改良事業費補助金など、未収入の特定財源として残っておるものがあります。それから、その5行ほど下ですが人件費が19億8,703万円と、前年度比1億924万円も減額になった。これは職員数の削減でありますとか、給与カット等の成果と考えられ評価したいというように思います。

以下、一般会計省略させていただきます。

それから、簡易水道特別会計であります。一番下に加悦簡易水道、与謝簡易水道、三河内簡易水道、市場簡易水道など、大きな事業が計画に沿って進められておるという点で評価したいと思います。それから、議会なんかでたびたび指摘のあります有収率について、20年度は0.6ポイント下がったということは残念であると。ただ、所管課として、この原因追及に一生懸命努力しておるといふ形跡が見てとれました。この点は評価したいと思います。

それから、4番目の宅地造成事業特別会計であります。土地の売払収入が上がっておりますけれども、これは宅地が売れたものではないということであります。新規に分譲を始めます大同分譲宅地も含めて、早期売却の道をさぐっていただきたい。それから、いたずらに繰上充用を繰り返すということではなく、一たんけりをつける方途も、検討されたいということをお書きします。

それから、下水道特別会計であります。下の方5行ぐらいです。供用開始後3年を経過したにもかかわらず、接続があまり進んでいない地域が目立つと、ぜひ接続率のアップに努力を払っていただきたいと。それから、もう1点、合併協議の際に分担金の減免措置の見直しを行ったはずであります。新たに分担金を科すこととされた地域に対する手続について、課を挙げて早急に取り組まれるよう望んでおきたいと思っております。

それから、次のページ、6番目につきましては、申し上げることはございません。

それから、7番目の介護保険特別会計であります。その4行目に地域福祉基金借入金額4,756万8,000円の返還に充てられないかという注文をつけたわけですが、先般、提案されました補正予算でもって、町の基金に積み立て、後々、借入金に充てたいというような町長の提案説明がありましたので、ご承知いただきたいと思っております。

それから、サービス勘定につきましては、特に申し上げることはございません。

それから、8番目の土地取得特別会計であります、先ほど副町長の説明でもありましたように、計画的な繰上償還の実績が伺えるということでございます。

それから、9番目につきましては、申し上げることはございません。

10番目の国民健康保険特別会計であります。中ほどに後期高齢者支援金分においても、既に多額の収入未済額が発生しておるという点を注目しております。これは始まったばかりでありますか、収入未済額が発生しておると、早目の収納に努めていただきたいと思っております。

それから、不納欠損額、不納欠損処理につきましては、町税同様にやむを得ないものに限定をし、納得のいく経過を記録したもので、これはやむを得ないというように判断をいたしております。

それから、直診勘定であります、頑張ってください、一般会計からの繰入金が少ないということをお評価させていただきたいと思っております。

それから、8ページの11番、12番、13番については、特に申し上げることはございません。

14番の基金の運用状況であります、会計室で可能な限り定期預金にするなど、適切かつ効率的に運用がされておりました。

それから、8ページの一番下から9ページにかけて、本審査に当たって評価したいという項目を五つばかり掲げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、最後のページであります、平成20年度の与謝野町水道事業会計決算審査意見書であります。これは、21年8月18日に審査をさせていただきました。審査の結果であります。審査に付された書類は、平成20年度の経営成績及び当該年度末における財政状態を適正に表示しているものと認めました。

それから、次のページであります。ここに数字を掲げさせてもらいましたが、昨年、糸井議員さんから指摘をいただきました点を修正させていただいたつもりでありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

それから、もう一つのホチキスでとめたものであります、平成20年度与謝野町財政健全化審査及び水道事業会計経営健全化審査意見書であります。これは20年度の決算から義務づけられまして、監査委員の審査を経て公表せえというようなことにされたものであります。

まず、与謝野町の財政健全化審査意見書の方であります。この審査は8月21日にさせていただきました。審査の結果でございますが、そこに表を掲げております。そして、個別意見として①から順番に掲げております。

①の実質赤字比率であります、当町はマイナス2.39、これは表の備考欄に掲げた数字であります。黒字の場合にはマイナスで出るということであり、すなわち黒字なので該当しないと。

それから、②の連結実質赤字比率はマイナス9.51と、これも黒字の場合にはマイナスで出るということであり、すなわち黒字などで該当しないと。

それから、③実質公債費比率は16.7%、早期健全化基準の25.0%を下回っており、まだ良好な範囲と言えるが、府内市町村の中では、もっともっと低い団体が多いという点にご留意いただきたいと思っております。

それから、④将来負担比率103.3%、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており良好な範囲と言えると、前年度より3.2ポイント上がったのは、地域振興基金を起債償還の財源として充当できないとされたわけではありますが、実質的には将来負担にこれが及ぶものではないということでとらまえております。府内市町村の中では、低い方に位置するという点で評価したいと思います。

2ページ目ではありますが、是正改善を要する事項はないということであります。

3ページ、水道事業会計の経営健全化審査意見書です。これも8月21日に実施をさせていただきました。審査の結果ではありますが、適正であることを認めました。表に掲げましたのが当町の比率であります。①の資金不足比率につきましては、平成20年度がバーということであります。経営健全化基準が20.0%ということになります。個別意見としてつけておりますのが、資金不足比率について水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率が1,437.7%になります。経営健全化審査における現金不足比率を算出するに当たって、実質的な資金不足額を把握するため、平成21年度に今年度償還する企業債の予定額4,179万9,657円を流動負債に参入して計算しますと、実質流動比率が534.8%ということになります。100%を大幅に上回るため、この1年基準を適用いたしましても、資金不足は発生しないということで、良好な状態にあると認めたわけであります。

(3)の是正改善を要する事項はないということであります。

以上、簡単に報告させていただきました。終わります。

議長（森本敏軌） 以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は、9月14日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

大変お疲れさんでした。ご苦労さんでした。

(散会 午後 4時10分)